

平成26年 第19回
教育委員会臨時会会議録

平成26年10月30日（木）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2409号

平成26年第19回臨時会

日時 平成26年10月30日(木) 午前10時00分開会

場所 教育委員会室

「出席委員」	委 員 長	綱 川 智 久
	委員長職務代理者	澤 孝一郎
	委 員	永 山 幸 江
	委 員	小 島 洋 祐
	教 育 長	小 池 眞喜夫

「説明のため出席した事務局職員」	次 長	安 田 雅 俊
	庶務課長	佐 藤 雅 志
	教育政策担当課長	橋 本 誠
	学務課長	新 井 樹 夫
	学校施設担当課長	奥 津 英一郎
	生涯学習推進課長	白 井 隆 司
	図書・文化財課長	前 田 憲 一
	指導室長	渡 辺 裕 之

「書記」	庶務課庶務係長	小野口 敬 一
	庶務課庶務係	鈴 木 さよ子

「議題等」

日程第1 教育長報告事項

- 1 港区学校教育推進計画(素案)について
- 2 港区生涯学習推進計画(素案)について
- 3 港区スポーツ推進計画(素案)について
- 4 港区立図書館サービス推進計画(素案)について
- 5 港区子ども読書活動推進計画(素案)について
- 6 平成26年特別区人事委員会勧告について
- 7 公私立幼稚園の較差是正について
- 8 幼稚園の受け入れ体制の充実について
- 9 平成27年度港区立幼稚園の定員等について

- 1 0 平成27年度港区立幼稚園園児募集について
- 1 1 新教育センター等整備事業に係る都市計画提案について
- 1 2 三光小学校・神応小学校跡地の暫定活用について
- 1 3 港区学校施設特定天井等の耐震化の改修方針について
- 1 4 生涯学習推進課の11月事業予定について
- 1 5 図書館・郷土資料館の11月行事予定について
- 1 6 問題行動調査の結果について
- 1 7 11月指導室事業予定について

「開 会」

○綱川委員長 皆さん、おはようございます。ただいまから、平成26年第19回港区教育委員会臨時会を開会いたします。(午前10時00分)

「会議録署名委員」

○綱川委員長 それでは、日程に入ります。

本日の署名委員は、澤委員にお願いいたします。

第1 教育長報告事項

1 港区学校教育推進計画(素案)について

○綱川委員長 日程第1、教育長報告事項に入ります。

初めに、「港区学校教育推進計画(素案)について」教育政策担当課長、説明をお願いします。

○教育政策担当課長 それでは、港区学校教育推進計画(素案)についてご報告いたします。

計画につきましては、5本素案がございますので、各計画に共通する内容につきまして、事前にご報告させていただきます。

初めに、資料ナンバー1の4をご覧いただきたいと思います。学校教育推進計画素案を、A3の横になります。各個別計画の策定、改定、趣旨についてご説明させていただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

各個別計画につきましては、庁内関係課で組織いたします部会、そして学識経験者、公募区民等で構成する分科会で検討いたしまして、10月27日の関係課長で構成する第5回幹事会と、教育長を本部長とする関係部長で構成する第4回推進本部会議での審議を経まして、本日、教育委員会に素案としてご報告し、ご意見をいただきます。

一番下の流れになりますけれども、11月17日の庁議で審議の後、12月9日の教育委員会でご審議いただきまして、素案を決定したいと考えております。12月中旬には、区民文教常任委員会に報告し、その後、12月21日から1カ月間パブリックコメント、1月中旬から各地区ごとに住民説明会を行います。いただいたご意見で、修正後、分科会、部会、幹事会、推進本部会議、それで審議を行い、3月上旬の教育委員会でご審議いただき、各個別計画を決定したいと考えております。

それでは、港区学校教育推進計画素案について説明させていただきます。

資料ナンバー1の3、2枚とじてあります検討経過でご覧いただきたいと思います。1の3になりますけど、A4の2枚とじのものです。

学校教育推進計画の分科会につきましては、学識経験者2名、PTA会長、公募区民、各幼稚園と小学校長、中学校長で構成して検討してまいりました。

ページをお開きいただきたいと思います。部会につきましては、7月28日、第1回部会から10月23日、第4回部会まで4回行いまして、素案(案)についてまとめさせていただきました。

分科会につきましては、8月4日から10月22日、3回行いまして、推進計画素案（案）につきましてまとめました。

経過は簡単ですが、以上です。続きまして、素案の案につきまして、説明させていただきます。こちらのA3の見開きの資料ナンバー1の2のA3の見開きの概要をご覧いただきたいと思います。あわせて、学校教育推進計画の素案（案）も概要にそのページが書いてございますので、ご覧いただきたいと思います。

初めに、各計画に共通する第4章、計画の推進についてご説明したいと思います。65ページをお開きいただきたいと思います。計画の推進につきましては、まず、計画の推進体制でございます。多様な主体との共同による施策の推進ということで、各計画で図は異なりますけれども、このような形で共同によって施策を推進していくという図を入れてございます。

ページをおめくりいただきたいと思います。各主体の役割をそれぞれ記載いたしました。

続きまして、2番、計画の進行管理でございます。管理方法につきましては、計画、実行、評価、見直し、改善を図りまして、中間年におきまして、見直し、改善を行い、さらに6年間の計画ということでございますので、3年目に見直しを行いまして、港区教育委員会で決定して、改定版を策定するという管理方法をとらせていただいております。また、途中では、港区教育ビジョン推進本部や港区教育ビジョン会議、その他の関係機関等で調査、検討、検証、意見等をいただきながら、進行を管理していきたいと考えてございます。

続きまして、最後のページになります。これらの計画の評価方法でございます。港区がみずから行う評価、第三者評価のほか、区民等で構成する検討組織での検証や、区民を対象としたアンケート調査により実施してまいります。

それでは、本編のほうの説明に入らせていただきます。

まず、第1章でございます。計画の策定に当たりましては、まず初めに策定の背景ということで、国や都の状況を記載させていただきました。本文では1ページになります。国や都の状況ですけれども、主な内容といたしまして、いじめ防止対策推進法の施行、また、学習指導要領の全面改訂を目指すということで、こちらのほうは2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催される平成30年からの全面実施を目指すとしてございます。

港区の状況でございます。この間、港区は、平成24年度に策定いたしました港区教育振興プランに基づきまして、学校教育の充実に取り組んでまいりました。また、国家戦略特区の規制緩和による外国人住民の増加や2020年オリンピック・パラリンピック競技に伴う外国人来街者の増加が予想されることから、日本人、外国人双方にとっての国際理解教育の推進が必要です。

続きまして、計画の目的でございます。策定いたしました港区教育ビジョンに基づく、新たな視点を加えて今回策定しております。学校教育のさらなる充実、発展、魅力ある学校づくりに向けまして、着実な推進を目的に策定いたしました。

計画策定の方向性でございます。これまでの取り組みの成果と教育を取り巻く状況、教育ビジョンに掲げる基本理念と目指す人間像、5つの基本的方向性を踏まえまして、3つの方向性を定めま

した。

続きまして、計画の位置づけでございます。6ページになります。計画の位置づけにつきまして、港区教育ビジョンや港区基本構想を踏まえ、港区基本計画や実施計画と整合性、調整を図りながら、港区教育ビジョンの実現に向けた学校教育に関する取り組みを行ってまいります。

続きまして、計画の期間でございます。計画の期間は6年間でございます。中間年の平成29年度に見直しを行います。

続きまして、第2章、港区の学校教育に関する現状と課題でございます。11ページからになります。

まず、現状でございます。7つの現状と課題を設定させていただきました。

1つ目が社会性を備えた豊かな心の育成でございます。

現状といたしましては、港区では、不登校児童・生徒の出現率、いじめの発生件数は極めて低うございます。また、アンケートでは、思いやりや優しさ、規範意識の育成を求める意見が多くあります。

課題といたしましては、学校教育を初め、体験活動や教育活動の充実、相手を思いやる心やみずから考え表現する力の育成が課題となっております。

そして、2つ目の基礎学力・活用力の習得でございます。

こちらの課題につきましては、現状、区立小中学校の国語、算数（数学）の学力は全国や東京都と比較して高い傾向ですが、学んだ知識の活用力は十分とは言えない状況でございます。また、小中学校の平均正答率が低く見られているところでございます。

課題といたしましては、教員一人一人がゆとりを持って授業づくりに取り組める時間の確保。また、基礎・基本の定着、学んだ知識を活用し、思考、判断、表現する力の育成が課題となっております。

続きまして、子どもの体力・運動能力の向上でございます。

こちらの現状でございますが、子どもの食生活や生活習慣の乱れといった現象が見られる状況です。また、港区の小学生の体力は全国や東京都と同水準で、中学生では下回ってございます。

課題といたしましては、幼児期から基本的な生活習慣の確立、健康や体力の保持増進。また、日常生活での身体活動量の増加と基礎体力の向上が課題となっております。

続きまして、4番目が特別支援教育の充実でございます。

現状といたしましては、学習支援員を配置し、個別の学習支援を行っているほか、特別支援教室、支援学級を設置しております。支援の必要な児童・生徒が年々増加している傾向にございます。

課題といたしましては、これまでの支援方法、体制の効果検証と見直し。それから、特別支援学級と通常の学級との交流促進、副籍制度の充実が課題となっております。

続きまして、5番目といたしまして、幼・小中一貫教育の推進でございます。

現状といたしましては、小1問題、中1ギャップの解消等を目的とした幼・小中一貫教育を推進している。また、各アカデミーで区立幼稚園、小中学校の連携・交流、「MINATOカリキュラム」

を活用した指導方法等の研究を行ってございます。

課題といたしましては、小学校入学前教育カリキュラムの効果的な活用。幼・小中一貫教育の成果の検証、さらなる充実・発展が課題でございます。

6つ目でございます。国際人育成の取り組みでございます。

こちらの現状ですが、小学校での国際科、中学校での英語科国際、海外派遣事業、異文化体験授業等を実施しております。積極的に話しかけるなど、英語の力に自信を持っている生徒が少ない傾向でございます。

課題といたしましては、これまでの取り組みの効果検証、一層の充実。それから、みずから積極的に外国人とコミュニケーションをとる意欲、能力の育成が課題でございます。

最後、7つ目でございます。魅力ある学校教育を支える環境の整備・充実でございます。

現状といたしましては、平成32年の港区の年少人口は、平成26年から約25%増加すると見込んでおります。区立幼稚園、小中学校では学校公開を実施しております。また、地域の大学や企業等と連携した授業を行っております。

課題といたしましては、幼児・児童・生徒数の増加に対応した学校施設整備、安全・安心対策のさらなる充実が必要となっております。

このような現状と課題を受けまして、第3章に、魅力ある学校教育の推進ということで、計画に結びつけております。

まず、1つ、目指すべき子どもの姿でございますけれども、夢と生きがいを持ち、みずから学び、考え、行動し、未来を創造する子どもという目指す子どもの姿を推進いたします。

基本目標といたしましては4つ設定をいたしました。

まず、基本目標1、「徳」「知」「体」を育む学びの推進でございます。36ページからになります。重点事業について説明させていただきます。

重点事業といたしましては、道徳教育の推進ということがございます。

目的といたしましては、児童・生徒が将来、社会に生きていく上で求められる道徳的価値や、人間としてのあり方、生き方についての自覚を深め、児童・生徒一人一人の道徳的実践力を育成するため、学校教育全体を通して道徳教育を推進するという目的のもとに、重点事業として推進してまいります。

続きまして、確かな学力の育成でございます。

こちらは、基礎学力・活用力の習得ということで、児童・生徒一人一人の一層の学力向上を目指し、基礎的・基本的な知識・技能の習得とともに思考力、判断力、表現力の育成を図り、学習意欲の向上と学習習慣の確立を目指すということを目的に事業を推進してまいります。

続きまして、理科教育の推進でございます。

こちらは、児童・生徒一人一人の科学に関する基礎的な学力を向上させるため、理科への興味・関心を一層高めるとともに、問題解決的な学習を通じて思考力、判断力、表現力を育成することを目的に質の向上を図ります。

続きまして、健康な体づくりでございます。

こちらは、心身の健康の保持増進のため、基本的な生活習慣の確立を支援します。実践的な判断力や行動を選択する力を養うとともに、食育の充実により、健全な食生活の定着を支援するということで、事業を実施いたします。

続きまして、基本目標2は、生きぬく力を育む学びの推進でございます。

48ページからになりますけれども、こちらは特別支援教育の充実でございます。

通常の学級、特別支援学級に在籍している幼児・児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応じた環境、内容、方法の充実を図ります。

続きまして、幼・小中一貫教育の推進でございます。

こちらにつきましては、幼・小中学校の接続の段差を緩和し、子どもたちや保護者の不安の解消、スムーズな学習の移行等を図るため、幼・小中一貫教育を推進する目的で実施いたします。

続きまして、国際理解教育の推進でございます。

こちらは、グローバル社会を生き抜き、世界で活躍する真の国際人を育成するため、コミュニケーション能力の向上や、伝統・文化等を積極的に発信する力を身につける教育を推進いたします。

最後に、ICTを活用した教育の推進でございます。

こちらは、55ページになりますけれども、ICTを活用した理解を深める授業の実現、学校間ネットワークの確立と校務情報化の推進、ICT環境の安全安心の確保を目指すことを目的に事業を実施いたします。

基本目標3につきましては、地域社会で支えあう学びの推進、基本目標4といたしましては、学びを支える教育環境の充実としてございます。

説明は以上でございます。

○**綱川委員長** ただいまの説明に対して、ご質問ございますか。

○**澤委員** 推進計画そのものことではないのですが、最初に1の3で、組織について説明がありました。学校教育部会と教育分科会の開催の日程等についての説明がでしたが、この両者の役割は、この推進計画を進めるにあたって、どういうふうになっていましたか。

○**教育政策担当課長** まず、分科会につきましては、学識経験者の方や公募区民の方が中心となる組織でございます。それぞれの立場から、さまざまな意見をいただいて、この計画に反映するというところでございます。

部会につきましては、それぞれの関係課長が入っておりまして、最終的にそれらの意見をいただいたものを、素案(案)、計画としてまとめるという役割になってございます。

あくまでも、分科会につきましては、意見をいただく場ということで設置させていただきました。

○**澤委員** なるほど。それを最終的に取りまとめているのが部会ということですね。

それからもう一つ、確認ですけれども、このいろいろな推進計画を読んでいただく対象というのは、一般区民も当然含めるということですか。

○**教育政策担当課長** 学校教育推進計画は、区民の方にも見ていただくとともに、各学校が、計画

に基づき、これからの学校の教育方針や学校教育の推進に活用するという事も目的にしております。

○澤委員 わかりました。

○小島委員 教育ビジョンのときもそうでしたが、今回の各部会の計画案ですが、それぞれ非常によく検討されて、よくまとまっていてなかなかすばらしいと思います。学校教育推進計画の中では、それぞれ問題点をきちっと分析してまとめられて、非常にいいと思いますが、1点だけ、第3章の基本目標1、1の2の概要を見ていただくと、第3章の基本目標1、「徳」「知」「体」を育む学びの推進で、その(1)の豊かな心の育成という欄で、(1) 道德教育の推進、(2) 人権教育の推進、そして、道德教育の推進のところが重点となっています。この書き方に、違和感というか、何となくこれでいいのかなという気がしないでもないのです。それはなぜかという、この人権教育と道德教育を並列的に並べていて、人権教育の前に道德教育を1にして、なおかつ重点と書いてあるので、ちょっとこれはどうかという気がします。

民主主義社会における学校教育において、一番大事なものは、やはり人権教育ではないかと私は理解しています。人権教育というのも、それこそ日本国憲法で基本的人権を保障するという事で、それに基づいて各人権が規定されているわけですが、その中で、教育を受ける権利も人権の一つとして取り上げられているわけです。その教育内容の、いってみれば、人権という、生まれながら持っている、人としての権利をお互い尊重する。他人の気持ちを思いやる。そういう点に発展しているわけです。人権教育を推進する中で、さらに、それぞれの個々具体的な場合における子どもとしてのあり方、人間としてのあり方を教えるのが道德教育ではないかというふうに、私は思っています。そう考えると、この道德教育、人権教育、並列ではなく、人権教育というものの中に道德教育、さらに人権教育を細分化する、あるいはさらに発展していくのが道德教育というふうに考えるので、1と2が、これは逆ではないかと。重点について、人権教育だけ、道德教育だけが重点というのでいいのかというのが私の考えですがどうでしょう。

○指導室長 これまでも、さまざまな計画で、人権教育を第1にしていたところがございます。今、小島委員がご指摘いただいたことについては、まさしくそのとおりであると考えます。したがって、今、言われたような形で、1の1の①ということに人権教育の推進として、そのあとに道德教育の推進という順にいたします。

○小島委員 やはり、ほかの人が見たときに、港区教育委員会の見識というか、基本的な人間としてのあり方、考え方が、問われるのではないかと感じます。

○指導室長 先ほど、人権教育の推進に重点事業とするかというご指摘がございました。当然重点として考えているところですが、検討の中で、道德の順番を一番上にするという事は、この6年間の計画の中で、特に規範意識等に係る内容をやはり重点的に道德教育で押さえるべきであるという考えに基づいたものです。ご指摘のように人権教育を道德教育の前に記載することに訂正させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○小島委員 よろしく願いいたします。

○**綱川委員長** この本編の6ページに基本計画・実施計画との整合性と書いてありますが、後ろにボックス事業者に目標が書いてあります。平成27年度から29年度というように、ブルーの四角で、基本計画がボックス事業というのは何かよく言っていますが、これは全て、今度出す基本計画と整合性は全部とれているわけですね。基本計画のほうは、もう予算までついています。それに準拠して、整合性がとれているという認識でよろしいですか。

○**指導室長** 学校教育推進計画については、基本計画の生活指導等に基づいてつくっておりますが、学校教育推進計画の特性上、それだけではなくて、重点施策を新たに組み込んで、さらにきめ細かなところでもそういった指標を立てて、この計画を作成しているところでございます。

○**綱川委員長** それを聞いておかないと、わからなかったです。

あと、もう一点ですが、貴重な意見をいただくということで、学校教育分科会委員の中に区民公募の委員が2人入っていらっしゃいますが、どういう方か教えていただければと思います。

○**教育政策担当課長** 公募区民の方につきましては、論文をいただいて、委員会で選定した委員でございます。教育ビジョンの策定に当たりまして、1名の渡部さんにはご参加いただいております。飯田さんにつきましても、論文で選定しております。

○**教育長** 差し支えない範囲で、例えば会社員の方ですとか、主婦の方ですとか。属性的なことではいざいどうですか。

○**教育政策担当課長** 両名とも会社員の方でございます。飯田さんにつきましては、教育関係のお仕事をされておまして、大変興味があるということでございます。

○**綱川委員長** 公募委員という方がいらっしゃるの、そういう方がどうかかわりを持って意見を言ってくださっているのか興味がありました。有意義にお話が進んでいたと推測されますので、よかったですと思います。ほかにもございますか。

○**永山委員** 細かなことですが、学校支援地域本部はどこに位置しているのでしょうか。この8番の地域で支え合う試みは、どちらにあるのでしょうか。

○**教育政策担当課長** 学校支援地域本部につきましては、生涯学習推進計画になります。

○**生涯学習推進課長** 資料ナンバー1の冊子をご覧いただきたいと思います。

本編の60ページの中に、教員を支える体制の整備となっているところに取り組み内容があります。

○**永山委員** わかりました。

○**教育政策担当課長** こちらは、教員を支える体制の整備ということで、60ページに載せさせていただいておりますけれども、生涯学習と連携する部分がございますので、よろしく願いいたします。

○**教育次長** 複数の計画が同時に走っているの、ほかの計画で主に計画化したようなもの、例えば家庭教育学級は生涯学習計画に明確に位置づけて、学校教育のほうでも、これは関連するので、58ページのこの紫の四角の中に入れるやり方をしています。今、永山委員にご指摘いただいた学校支援地域本部は60ページに記載がございますので、同様に、生涯学習計画の内容をここに引用する必要があると思いますので、そういう形で修正をさせていただきたいと思います。

○**綱川委員長** 学校支援地域本部というのは、学校教育の推進のテーマの中にあるのであって、たまたま生涯学習推進課が担当しているというような、私は捉え方ですけれども、その辺はどうなのですか。学校支援地域本部は、生涯学習推進計画のほうに入るべきなのか、今、永山委員が言われたように、学校教育の推進のほうメインであるべきではないかと思うのですが。

○**教育次長** それは、確かにそうです。今の計画のつくり込みでこうなっていますが、学校支援地域本部は、学校と地域が連携し、より多くの地域の人々が学校教育に関わることによって、教育力の向上を図ることを目的に設置したことから、学校教育推進計画、生涯学習推進計画の双方に記載するようにいたします。

○**綱川委員長** では、よろしくをお願いします。ほかにございますか。

○**澤委員** この1ページの2行目にICTとありますが、本編の1ページです。やはり一番最初に登場するときは、きちんと何がICTなのか、インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジーの略とか、これを括弧の中に入れていただくほうが、誰にでもわかりやすいです。ICTとか、インターネット、ぜひともこれは区民の皆さんにも関心を持って、学校教育を支えてもらう視点で理解していただくとありがたいと思います。

○**綱川委員長** 10行目ぐらいに、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）と書いてあります。ICTのところもそういうふうに書いていただいたほうがとよいと思います。

○**教育政策担当課長** それぞれわかりにくいところにつきましては、注釈をつけておりますので、この部分につきましてもつけさせていただきたいと思います。

○**小島委員** 特にこの項目は他の項目と比較して、特に大事だということで重点になっているわけですけれども、基本目標の4のところの、学びを支える教育環境の充実の中で、学校の教育力の向上（9）、この①教育の指導力向上というのがあります。1の2、概要の基本目標4です。

（9）学校の教育力の向上の①教員の指導力向上の件ですが、重点項目も多過ぎるのはどうかと思うのですが、やはり、この生き抜く力、今の学力とは何かという点について、基礎・基本の確実な定着プラス、この現代を生き抜く力をつけなくてはいけないという意味で、基礎学力、活用力の習得が重点科目として、豊かな学力の育成のところで重点科目になっています。その基礎学力を定着させる生き抜く力を養うということを誰がやるのかといたら、結局、現場の先生です。現場の先生が、今、港区では、若い教員がかなり増えて、占める割合が非常に高くなっています。港区以外でもそういう傾向ですが、ここ何年間、まさしくこの6年間は、若手教員の指導力をどれだけ向上させるかというのが港区の教育で非常に大事だろうと私は思います。

先日、赤坂中学へ学校訪問させていただいたら、赤坂中学校はもう英語が抜群にできて、ほかの科目はまあまあかなと思ったら、今、数学が1番になりましたと。なぜですかと言ったら、赤坂中学校に来た数学の先生の指導力がとてもいいので、数学がぐんぐんアップしているという話を聞いて、やはり子どもの基礎・基本、生き抜く力等は現場の先生次第なので、現場の先生の指導力を向上させる、これを重点に置かなくてはならないと思いますがいかがでしょうか。

○**指導室長** 小島委員のご指摘は、その通りであると思っております。学力を上げるために

は、教員の指導力向上がしなければいけないと考えます。実際に、確かな学力の育成の重点と上げ、確かな学力の育成、41ページの重点事業として上げている基礎学力・活用力の習得と、43ページに上げております理科教育の推進の重点事業に書かせていただいています重点事業について、これらのことを実現するためには、教師の指導力がなければならないことであるということを考えています。こういったことを踏まえて、各学校が、これを目指して教員の指導力を育成してもらうということを、我々は考えて、こちらを重点事業としております。この学びを支える教育環境の充実の部分で、教育指導力の向上というところについて、重点事業にすることについては、今後、検討させていただきたいと思います。なかなか指導力というもの、もともと持っている先生の資質能力というものがある、必ずしもそういった先生方だけを採用できないことがある中で学校としても、資質能力の向上を重点として、学力を上げるために、しっかり教員を指導はしていこうという考えは持っています。しかし、非常にこのことを具体的な重点事業をすることについては、困難な問題もあると考えます。今、ご指摘されましたので検討させていただきます。

○小島委員 よろしくお願いたします。

○教育長 必ずしも、重点項目が予算と結びついているというわけじゃないでしょう。であれば、今の小島委員の発言は、重要だと思いますので、重点項目にする方向で、工夫、検討してもらったほうがいいと思います。

○綱川委員長 基本目標が1、2、3、4と書いてありますので、やはり1つの項目に1個ずつぐらい重点項目があったほうが。小島委員も、やたらつけてもしょうがないと言われましたが、やはり1項目に1個ずつぐらいは入れたほうがいいと思います。検討いただければと思います。よろしくお願いたします。

○綱川委員長 ほかによろしいですか。

(なし)

○綱川委員長 それでは、この案件はこの辺にいたします。

2 港区生涯学習推進計画（素案）について

○綱川委員長 次に「港区生涯学習推進計画（素案）について」生涯学習推進課長、説明をお願いします。

○生涯学習推進課長 それでは、港区生涯学習推進計画素案（案）についてでございます。資料は、資料ナンバーの2、それから資料ナンバー2の2、A3サイズの1枚ものでございます。それから、資料ナンバーの2の3、A41枚の資料でございます。以上、3点でございます。

まず、2の3の検討経過の資料をご覧ください。一番最後の資料でございます。検討経過、生涯学習推進計画の検討経過でございます。検討組織につきましては、庁内の関係各課で組織する部会ということで、部会の一覧でございます。(2)のほうが分科会、学識経験者、関係団体、公募区民、学校長による分科会委員の一覧になってございます。座長は、明治学院大学社会学部の坂口教授にお願いをしております。

裏面をご覧ください。この間の検討の経過でございます。7月14日に第1回の部会を開きまして、庁内組織の部会を都合4回、分科会を3回開催してきました。部会、分科会の順で開催をしまして、キャッチボールをしながら、素案をまとめてきた経過でございます。

次に、A3の素案（案）の概要をご覧ください。紫色の資料でございます。こちらのほうが素案（案）の概要でございます。第1章が計画の改定にあたって、次に第2章に現状と課題、そして第3章として推進ということで目標と施策を掲載しております。下の欄に行ってくださいまして、第4章として計画の推進でございます。こちらの構成につきましては、他の個別計画と同様の構成をとっております。

まず、第1章、計画の改定としまして、生涯学習とはということで、生涯学習の理念、それから港区生涯学習推進計画では、生涯学習を、生涯において全ての人が自主的・主体的に取り組む学習として捉えるということで計画をまとめております。

改定の背景ですが、計画策定から15年が経過し、社会環境が変化している点、教育基本法の改正、教育ビジョンの策定などを踏まえて改定に至るものでございます。

計画改定の方向性です。こちらのほうは、以前、教育委員会で決定をしていただきました今回の計画の改定の方向性でございます。

この4点に基づきまして、第2章の現状と課題です。現状と課題をこの計画の改定の方向性に沿って分析しております。学びの環境に関する現状と課題、学びの成果を生かす場や機会の現状と課題、学びのつながりに関する現状と課題ということで、4つの視点から現在の港区の生涯学習の現状を分析しております。この分析に基づき、生涯学習の推進として目指すべき姿と基本目標の1、2、3、の3点を目標として掲げたところでございます。

次に冊子の資料をご覧ください。資料ナンバー2の冊子、本編でございます。まず、1ページをご覧ください。1ページは、先ほどの概要案でもありました生涯学習とはということで、生涯学習の捉え方をこちらのほうに記載しております。

2ページをお開きください。2ページは、この間の国や都の生涯学習に関する状況、3ページは港区の状況を記載しております。港区の状況は、生涯学習に関する港区の状況を記載しております。

次に、4ページをお開きください。4ページは、先ほどご説明しました計画の改定の方向性4点を記載しております。

6ページをご覧ください。6ページは、計画の位置づけでございます。こちらは、港区基本構想、港区教育ビジョンからの個別計画として生涯学習推進計画を策定する全体像を示してございます。

隣の7ページですが、計画の期間として6年間のうち、中間年で見直しをするところを示しております。

次に、第2章になります。11ページをお開きください。こちらは、生涯学習に関する港区の特性でございます。事業所数が多い点、大学が12校ある点。人口増をしている点。区役所・支所改革により、地域事業が始まっている点。外国人が増えている点、2020年、オリンピック・パラリンピック競技会で開催地となっている点ということで、生涯学習に関する港区の特性を記載して

おります。

12ページをお開きください。12ページは、区民の生涯学習の実施状況でございます。昨年度、実施をしました生涯学習に関する基礎調査に基づいて分析をしております。

まず、生涯学習の活動経験でございます。生涯学習の活動経験については、趣味的な活動が最も多く、次いで職業上必要な知識・技能、教養的な活動の順になっています。

次に、これまでに行った生涯学習の満足ぐあいです。満足ぐあいとしては、約7割の方が満足している傾向が見受けられます。

13ページでございます。生涯学習の実施頻度と時間帯を聞いております。生涯学習の実施頻度については、週に1、2日程度が最も多い状況でございます。

次に、下段でございます。生涯学習の活動場所でございます。生涯学習を行う場所については、自宅が最も多い状況でございます。

14ページをお開きください。生涯学習に関する現状と課題でございます。現在、区で取り組んでいる生涯学習のさまざまな取り組み状況を記載しているところで、さまざまな主体が学びの場を提供しております。こうした点で、ワンストップで情報を得ることができていない、取り組みの全体像が見えない、体系化されていないなどの課題を認識をしています。

恐れ入ります。16ページ、17ページをお開きください。生涯学習センターの施設整備について触れてございます。これまでの生涯学習センターの施設の整備の経過を示してございます。暫定施設であったものの、実施計画、財政状況などの計画時より厳しくなった状況により、施設的には設置完了と位置づけられ、現在に至った経緯を記載しています。

また、昨年度、施設利用者アンケートを実施したところですが、規模や設備の一部、音の問題で、利用者に不便をかけている状況がございます。こうした点を解消し、誰もが使える施設となるよう、施設改修や利用者ニーズに即した施設整備の検討が必要ですよという認識を示してございます。

次に、18ページをお開きください。青山生涯学習館の施設整備の経過でございます。昭和48年に社会教育委員の答申に基づき、地区センターとして設置が始まったところが当初の経緯でございます。地区センター構想の分館1号として社会教育会館が設置をされました。その後、地域行政サービス拠点としての区民センター構想、また、地区センターを福社会館にする配置計画などから、生涯学習館のみ配置となった経緯を示してございます。青山生涯学習館でございますが、併設している青南幼稚園の保育室拡大に伴い、また、施設のバリアフリー化を図るために、近隣の学校用地への移転を予定しています。移転の用地につきましては、小学校の改築や幼稚園の建てかえに備えるもので、暫定的な活用になります。このような設置の形態や状況を踏まえて、利用者ニーズや地域にどのような施設が望まれているのか、調査検討し、施設の今後の方向性を示すことが必要と認識しております。

また、次に19ページでございます。こちらは、仕事や家事で時間がない。内容が実施時期に合わないとの声に応え、誰でももう一度学べる環境の整備が必要という認識を示してございます。

20ページでございます。それぞれライフステージに応じた学びの課題を意識して事業に取り組

む必要があると示してございます。

21ページは、学びの成果を生かす場や機会の現状と課題です。こちらは、学びの成果を生かす場、学びの成果を生かしたい方の回答が22ページのアンケート調査では、生かしていない状況がでございます。こうした生かしたい人の活動の場も接続することが必要だという認識を述べております。

23ページをご覧ください。23ページは、循環です。学んだ成果を生かすというところで、その循環の取り組みを記載しております。この中で、こうしたところで、学びの循環を推進する取り組みが必要だという課題を述べております。

24ページをお開きください。24ページから25ページにかけては、大学との連携、企業のCSR活動など、さまざまな学習資源があったか、そうした学習資源を積極的に活用する取り組みはすごく課題を述べています。

次に、第3章です。29ページに移行しまして、目指すべき姿を、みんなと学びをつなぐまち、施策を展開します。

次の30ページからは、基本目標でございます。これまでに述べました現状と課題から、基本目標の1、2、3という目標を掲げております。基本目標の1は学びの場の整備、基本目標の2は学びの機会の充実です。基本目標の3は学びの循環の構築という3点の目標を掲げ、施策に取り組むところであります。体系といたしましては、32ページをご覧ください。32ページは全体の体系図となっております。

次に、34ページをお開きください。施策事業の一覧となっております。今回の計画に掲載する施策及び事業の一覧をこちらのほうで一覧にしております。

以降、36ページからは、各事業の紹介をしております。こちらの事業につきましては、現在、基本計画の策定、また、各所管の個別の計画の策定がでございます。この辺は、各課と連携をしまして、最新の事業の状況を入れるような形で、今在、取り組んでいるところでございます。

次に、第4章でございます。第4章は、計画の推進というところで、こちらは、各個別計画と共通の形となっております計画の推進体制、管理方法、評価方法につきまして、先ほどの学校教育推進計画と同様となっているところでございます。

素案（案）の説明につきましては、以上でございます。

○綱川委員長 ただいまの説明に対するご質問等ございますか。

先ほどと同じ質問ですけれども、公募区民の方というのはどのような方ですか。

○生涯学習推進課長 公募区民2人とも、各地区の民活組織から公募されて、積極的にかかわって参加していただいている方です。

○澤委員 生涯学習というのは、非常に重要ですが、個人はそれぞれのスタイルで生涯学習をしているので、そういうことに対して、区がどれだけサポートできるか、どれだけコミットなどできるかということですね。私の個人的な立場だと、生涯学習に関して、区とのかかわりという視点では、スポーツの場とかで、密接にかかわりを持っていると思いますが、その他に関しては、なかなか活

用というか、現実問題として、残念ながら、なかなかできていないなど。高齢化社会と同時に、子どもの数も増えているので、子どもの教育と、それから年配者の方への支援というのはとても重要です。一方、港区の特性の中で、外国の人が総人口の8%を占めており、多様な文化を持つ人々が住む都市になっていますと書いてあります。このことと、今回の計画とのつながりが、今聞いた範囲内では、余りないという気がしたのですけれど。

○生涯学習推進課長 大使館等の交流でございますが、生涯学習推進課では、港ユネスコ協会のほうに補助金を出してございます。国際関係の講演会ですとか講座などは、港ユネスコ協会を通じて、現在、事業展開をしているところでございます。その辺の記載でございますが、59ページの中に関連する各主体の役割ということで記載をしているところがあります。その中で、港ユネスコ協会は、国際色豊かな講演会や体験事業を通じて、交流を深めていくということの役割を協会にお願いしているところであります。

○澤委員 個人として区民の立場からも、港区のそういう特色を生かした場というものが提供できると、区民にさらに関心を持ってもらえるような、そういう国際的な視点というのが結構重要と思います。

○綱川委員長 関連しますが、本編の1ページに書いてあるように、生涯学習とは、例えば、地方都市とか人口減少地域とかでは、ふだんの生活の場で生涯学習の機会を得ることが難しいということがあると思います。でも必要だと思います。港区の特徴と特性等、状況が書いてあります。その中に、港区ならではのとか、そういうものがないかと思っているのですが。今後の課題として、港区の生涯学習はこうだ、こういう機会もあるから、こういうところでやっていくのだと、そのようなことを出していったら、もっといいと思います。

○澤委員 地区教育会議に参加された方々の中に、学んだことをどうやって生かせるか、なかなか生かせる糸口がないとおっしゃる方がいました。ここにも書いてあるように、そういった意欲的なボランティアをしたい方が区民の中にたくさんいるということで、そういった方のパワーをどうやって若い人に還元できるかというような、そういう仕組みがうまくできるといいと思います。社会全体として、活性化のために、老人は老人で固まっているのではなくて、人生の先輩のいろいろな意見や知恵を若い人に還元できるような仕組みというのがここに書いてあったので、その辺のことは、すごく重要だと思います。

○生涯学習推進課長 学んだ、取得した知識、経験したことを伝え合って、社会に還元していくところを学びの循環として捉えております。その中で、放課後サポーターで来ていただくですとか、学びやの講師として活躍していただくですとか、さらに充実していく必要があると考えてございます。その辺は施策のほうで充実を図るところで対応しています。

○小島委員 生涯学習は、いろいろご説明あるように、区民一人一人が文化的に生きがいのある、将来にわたっていろいろ学んだり、スポーツしたりということで、極めて大事な役割を生涯学習が果たしているわけです。問題点など掲載されているわけですが、やはり生涯学習課がいろいろな事業をやって、そういう区民の豊かな生活をサポートしようという場合には、区民の方の利用が若干

少ないのかなど。それは、何なのか、どうしたら、区民の皆様にもっと利用してもらえるのかというような、確かにバラエティに富んで提供はされているのですが、区民に食いついてもらえるような努力というのは、ここの計画案の中では、どんなところに記載されているのでしょうか。

○生涯学習推進課長 今回、実施の状況としましては、区民の皆様のご活動場所として、13ページのところに、現状として、生涯学習の活動の場所としては、自宅が過半数を占めている状況がございます。たまに民間のカルチャーセンターの施設。次いで、その次に港区の施設が入っている状況がございます。港区としては、次のページでございますが、それぞれさまざまな講座を実施しているところがございます。なかなか皆さんにご理解をしていただけない状況がございます。知っていない状況、知られていない状況もありながら、私どもも、ワンストップで、こうした講座としてこういうものがありますというお示しの仕方がなかなか生涯学習を総括する部門でできないところがございます。その辺は、拠点機能の強化のところ、課題認識としての学びの情報収集、提供、また、あとご相談に関するサポートを強化していく機能、強化していくことが重要だという課題認識がございまして、この課題認識に基づいて、基本目標の1として、場の整備としまして、学習情報の提供、相談機能の充実、それから、また場としての施設の整備のところを取り組んでいきたいと掲げてあります。

○小島委員 いろいろバラエティに富んで、施設とか、講座とか、提供していて、非常にすばらしいのですが、区民がどこで、どこまで利用するかの、そのどうしたらたくさん活用してもらえるかという、それもこの改革では非常に大事なかなと思われましたので、質問させていただきました。

○永山委員 ちょっとまたピンポイントのところ申しわけないですが、34ページにみなとキャンプ村、子ども家庭課と書いてありまして、以前は、地区委員会、生涯学習課が担当だったと思いますが、今は、子ども課にかわって、あまり地区委員会のことが書かれていないのですけれども、子どもたちに対していろいろな活動をしている団体、生涯学習にかかわっていると思いますので、もう少し具体的に記載したほうがいいのかと思います。

○生涯学習推進課長 青少年委員の記載が59ページでございまして、生涯学習にかかわる主体として上げられています。地区委員については、連携するような形で工夫をさせていただきたいと思っております。

○綱川委員長 基本的に青少年委員と青少年対策地区委員会は別物ですから、青少年対策地区委員会は別枠できちんと入れとおかないと、この中へ入るわけではないですから。今、永山委員が言われたように、青少年対策地区委員会を入れたほうが良いと思います。

よろしいですか、この案件は。

(なし)

○綱川委員長 それでは、次の案件に移りたいと思います。

3 港区スポーツ推進計画（素案）について

○綱川委員長 「港区スポーツ推進計画（素案）について」生涯学習推進課長、説明をお願いします

す。時間が迫っていますので、簡潔にお願いします。

○生涯学習推進課長 港区スポーツ推進計画素案（案）でございます。資料は先ほどと同様で、3点でございます。冊子、それからA3の概要、それから検討経過の3点になってございます。

検討経過をご覧ください。庁内の部会でございます。その部会と前後する形で分科会がございません。分科会の委員の一覧はご覧のとおりでございます。座長は、上智大学の保健体育研究室の教授、師岡文男教授でございます。

ページをおめくりください。こちらからは、部会を7月16日に開催をしています。以降、7月16日から部会、分科会の順で討論しながら、第4回の部会の最後に、今回、素案（案）としてまとめきたところでございます。

それでは、A3の素案（案）の概要です。青い資料でございます。3の2、第1章、それから第2章として現状と課題、第3章、スポーツの推進ということで、基本目標などを掲げております。第4章として計画の推進がでございます。

計画の改定に当たっては、ほかの個別計画と同様に、改定の背景、目的、方向性、位置づけを示してございます。

こちらの計画の改定の方向性でございます。4点、4番の計画の改定の方向性、①から④までございます。改定の方向性は、既に教育委員会でご決定いただきました改定の方向性でございます。こちらの改定の方向性に沿いまして、現状、課題を分析してございます。

現状と課題をそれぞれライフステージ、それから地域スポーツ、それからスポーツを支える力、東京オリンピック・パラリンピックなどの視点で、体系に沿って課題を分析してございます。

現状と課題の分析ですが、9点にわたって課題ということで掲げてございます。この9点の課題を、第3章のスポーツの推進にございました目指すべき姿、これにつながる形で基本目標1から6まで掲げまして、施策の推進に当たるところでございます。

基本目標の1から6ですが、こちらのほうは、現行計画が4点の基本目標から構成され、本目標の3の港区ならではのスポーツ文化の醸成、それから基本目標の6の、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けてという、新規に追加をするような基本目標もございます。

それでは、資料ナンバーの3の冊子をご覧ください。こちらの1ページをお開きください。

まず、計画の改定に当たって、本計画におけるスポーツを定義してございます。スポーツの語源をその下に記載をしまして、その語源から、日常を離れ、気分転換し、楽しむことがスポーツであり、計画では、目的を持った身体活動の全てをスポーツとして捉えております。

次に、スポーツのさまざまな意義を掲載してございます。人類共通の文化であること、スポーツを通じて、心身ともに健やかに育つこと。

それから、2ページでございます。2ページは、生涯を通じたスポーツは、健康な生活をつくり、生きがいをもたらすこと、地域スポーツは仲間をつくり、地域コミュニティを創出すること、スポーツは感動をもたらす、地域に活力を生み出すものであることと記載しています。

3ページは改定の背景です。国や都の状況でございます。スポーツ振興法から、スポーツ基本法

にかわった点、また、東京都はスポーツ推進計画を策定している点、また、ラグビーワールドカップ2019や2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催される点も記載してございます。

次に港区の状況でございます。港区は、平成24年3月に港区スポーツ推進計画を策定したところでございますが、策定をし、計画を進めている点を状況として記載いたしてございます。

次に、4ページでございます。計画改定の必要性でございます。平成24年3月に、平成29年度までを期間とする港区スポーツ推進計画を策定したところでございますが、その後、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催される点、また、新しい教育の基本理念や方向性を明らかにした教育ビジョンの策定などを踏まえまして、今回、改定が必要だという必要性を述べてございます。

5ページをご覧ください。5ページは、先ほどご説明しました計画改定の方向性をお示しいたしてございます。

7ページをお開きください。7ページは、今回の計画の全体像でございます。港区基本構想、教育ビジョン、教育ビジョンのもとに、教育行政の個別計画の位置づけというような記載になってございます。

次に8ページをご覧ください。8ページは、今回から始まる計画の期間でございます。平成27年度から平成32年までの6年間の計画とし、中間年で見直すところを示してございます。

次に、第2章、港区のスポーツに関する現状と課題です。

11ページは、港区のスポーツにかかわる特性を、スポーツにかかわる特性を記載してございます。

12ページをご覧ください。12ページは、子どものスポーツに関する子どもの体格・体力に関するデータ、そしてまた、15ページは、成人のスポーツに関する分析、そして、19ページは、高齢者のスポーツに関する分析、次に、20ページは、障害者のスポーツに関する分析という、それぞれ層に応じたスポーツの分析をしてございます。

21ページからは、区のスポーツ環境に関する分析をしております。スポーツ施設に関するもの、学校施設の開放の利用状況、また、施設の整備、充実に対するニーズ、また、24ページからは、施策に関するニーズ等を聞いてございます。

次に、26ページでございます。これまでのデータですとか、要望などから、スポーツ推進に向けた課題等を整理しております。

まず、改定の方向性としましては、ライフステージに応じたスポーツ活動の促進における課題としましては、1番目に子育て、働き盛り世代のスポーツ活動の推進、2点目は子どものスポーツ活動の推進、3点目は高齢者・障害者スポーツの推進でございます。

次に、2点目は、地域でスポーツを楽しむことができる環境づくりにおける課題としましては、スポーツを通じた地域の交流の推進が課題となり、また、次に、港区ならではのスポーツ資源の活用、気軽に運動できる環境の充実、区立運動施設の有効活用を課題として認識、考えております。

29ページは、スポーツを支える力の育成・支援における課題で、スポーツ活動を支える人材の活用が課題としてございます。

30ページは、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等に向けた課題でございます。スポーツ情報発信の強化、関連イベントの充実、また、スポーツへの区民の多様なかわり方をサポートを課題としてございます。

第3章から、スポーツの推進でございます。

33ページは、スポーツ推進に当たって、目指すべき姿でございます。目指すべき姿を「みんなでぐくむ スポーツ文化都市 みなと」としまして、副題としまして、「誰もが 生涯を通じて スポーツを楽しみ スポーツで元気になるまちを目指して」としてございます。

こちらの目指すべき姿に基づきまして、35ページからですが、基本目標1としまして、誰もが気軽に楽しめるスポーツ活動の促進、そして、次に36ページでございますが、基本目標の2、スポーツを通じた仲間づくり・地域づくり、下段でございます基本目標3の港区ならではのスポーツ文化の醸成、37ページでございます基本目標4、スポーツを楽しめる場の確保、基本目標の5、スポーツ活動を支援する環境の整備として書いてございます。38ページは基本目標6として、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けてとしております。

39ページが、全体の施策の体系図になってございます。以上のこの6点の基本目標に基づきまして、施策がぶら下がるような形の図になってございます。

40ページ、41ページは、今回、スポーツ推進計画に掲げました、掲載しました資料の一覧となっております。

42ページ以降からは、それぞれスポーツ、関係課含めて、スポーツに関する事業を掲載をしているところでございます。こちらの事業につきましては、先ほどの生涯学習推進計画と同様、基本計画、各個別計画が現在、計画中ですので、調整をしながら、最新のデータを、資料を入れるような形で取り組んでいるところでございます。

次に、第4章でございます。第4章、73ページ以降になります。第4章は73ページ以降ですが、こちらのほうの計画の推進体制、また、計画の進行管理、管理方法、評価方法につきましては、他の個別計画と同様の管理方法、評価方法となっているところでございます。

○網川委員長 この案件につきまして、ご質問等はございますか。

○澤委員 スポーツに関して、本当によくまとめていただいています。特におもしろかったのは、スポーツの定義から導入しているところで、これは区民の皆さんにも、この冊子に親しみを持ってもらえるのではないですか。まだ、細かな中身が十分に把握できていませんが、見せていただいて、港区の子どもたちの体力が、東京都の中で後ろから5番目とか6番目とかです。残念ながら、そんなに低いのかということ、子どもたちにもっと運動させるにはどうしたらいいのかということが、大都会の大きな課題だと思います。

○小島委員 港区は、児童・生徒の体力が落ちているということは、毎回言われているのですが、後ろから5番目とか6番目となると問題ですね。また、12ページの小6男子の肥満傾向、それが

ら、ショックなのは栄養不良、この表だけ見ると、港区は栄養不良が多い。ゆゆしき事態と思われ
ますが、この点「子どものスポーツ」として取り上げているわけですね。

○生涯学習推進課長 こちらのデータは、下段の出典にもございます東京都の調査をもとに港区が
作成をしているものでございます。部会、分科会の中でのやりとりで、こういったデータをもとに、
素案をまとめたところですが、みなと保健所の課長がメンバーになってございます。保健所のほう
で、食育ですとか、体づくりは重要だという意見がありまして、こういったデータで現状を述べて、
施策としましては、食育の推進ということで、施策の中に、健康づくりの支援として事業を挿入し
てございます。また、子どもがあえてスポーツをするには、早いうちといたしますか、小さいうちか
らやって、習慣づける必要があるということで、やはり親がスポーツをしていると、子どももスポ
ーツをしている傾向がやはりあるという学校長の意見などもございましたので、親子でスポーツを
実施する事業を新規の項目にあげています。

○永山委員 説明はよくわかりましたが、やはりこの表だけ見ると、栄養不良の子どもが港区はず
ごく多いということが、余りにも衝撃で、平成24年だけがたまたま多いのか、例年そういう傾向
なのか、何かこれがひとり歩きしないか少し心配です。

○澤委員 前に委員長も言われたように、小学校は、都を上回ると書いてあるので、平均値で見
ると、中学生の場合、非常に体力のある子がいるのですが、すごく弱い子がいて、平均値を下げてし
まっている、そういうことが考えられます。だから、永山委員が言われるように、この表が出て何
か全体をイメージされてしまうと、ちょっと違うかなと。何で小学校が都の平均を上回っていたの
に、中学校に行ったら、こんなに下がってしまうのかというのは、学力でもそうですが。だから、
永山委員が言われるように、もう少し解説をつけるといいのではないですか。

○指導室長 体力の合計点ですが、それは総体的にこの順位に並べてきていますが、青い四角の中
をご覧いただくと、例えば、中学生の50メートル走は東京都の平均と同じタイムです。ハンドボ
ールについても、40センチなんです。40センチというのは、このぐらいですので、測定誤差と
言ってもいいぐらい。並べると、順番ではこうなるということで、捉えて読んでいただければ、そ
ういう解釈です。

○綱川委員長 これを載せる意味があるのかということも含めて、これだからこうなのだという
結論がもう少しあるといいと思います。それがないというところで、隣の渋谷区と港区がこんなに
差があるのと思うと。あと、栄養不良の者という、このセンセーショナルな言葉のところが、非常
にやはり。普通の方は、栄養不良という拒食症ではなくて、与えられていなくて、食べるものも
なくてというようなイメージになりますから、ここは表現を変えるか、もう少し説明を書いてほし
いと思います。下に書いてあるのは、あくまでも学校医による栄養不良で、特に注意を要すると判
定されたものと書いてあるので、例えばカルシウムが足りないとか、そういう意味だけの場合もあ
るかもしれません。

あと、もう一点、この計画のところ、今までは重点事業と結構書いてありましたが、今回、重点
事業が少なくなっていないかと、今までは、右のほうで新規と重点とか、一緒に書いてあったので、

それはわかりやすくしたほうがいいと思いますので、この区民公募というのは、どういう方だったのか伺います。

○生涯学習推進課長 こちらは、お一人は、区民参画組織のメンバーでございます。もう一人は、元プロのバレーボールの選手で、スポーツセンターにいた元職員でございます。

○綱川委員長 はい、わかりました。貴重な意見をいただいたわけですね。
よろしいでしょうか。

(なし)

○綱川委員長 この案件はこの辺で、次の案件に移ります。

4 港区立図書館サービス推進計画（素案）について

○綱川委員長 「港区立図書館サービス推進計画（素案）について」図書・文化財課長、説明をお願いします。

○図書・文化財課長 図書・文化財課長。港区立図書館サービス推進計画素案（案）につきまして、教育委員会資料ナンバー4を含めまして、ご説明させていただきます。

ナンバー資料4の本編24ページをご覧ください。こちらの中段に、重点施策という形での表がございます。昨日行われました部長級の推進本部会議におきまして、こちらの資料の取り組み内容の書き込みが足りないということと、取り組み、下の段のところ、取り組みとなっています。販売店の調査等と書いてありますが、これが非常にわかりにくいということで、訂正するお約束となっております。大変申しわけございませんが、本委員会にこの訂正が間に合っておりません。

そのほか、本編に、このような資料が出てまいります。それもあわせて訂正することとなっております。大変申しわけございませんでした。

それでは、説明をさせていただきます。

では、まず教育委員会資料の4の3をご覧ください。私どもの各課の分科会の委員が、松本直樹大妻女子大学社会情報学部准教授にお願いしまして、分科会を進めさせていただきました。公募区民の國久様は、もと教員の方で、図書館が好きだということで、今回、応募されました。そして、松村様は、日ごろから図書館に対して意見をおっしゃられた方で、ぜひこの機会に計画の中に自分の意見を入れたいという方でした。

それでは、4の2に戻りまして、ご説明をさせていただきます。構成につきましては、各計画一緒で、1章では、計画の改定にあたり、2章で現状と課題という形になってございます。2章では、区立図書館の概要がありまして、2のところでは現状と課題という形で、6つの現状と課題を取り上げてございます。図書館資料の充実、誰もが使いやすい図書館の実現、多様な施設・機関に向けたサービスの展開、多様な機関との連携による高度なサービスの実現、ニーズに応える管理運営、それと6番目としまして、図書館の整備、この6つの現状と課題を踏まえまして、3章のほうにまいりまして、基本目標1として、目標を6つ定めてございます。基本目標1、「あらゆる人びとの学びを支える資料の提供」、2、「利用者ニーズに応える利便性の向上」、3、「図書館の資料や専門性を

生かした支援の促進」、4、「様々な人材や組織と連携した事業の展開」、5、「新しい図書館を支える管理運営体制の実現」、6、「図書館サービスを推進する施設整備の推進」という形になります。

まず、基本目標の1は、資料の収集等について、ここの項目で出てまいります。主なものとしては、収集方針に基づく資料の充実、来館困難者への資料提供、障害児にかかわる関係機関との連携など、資料関係が出てきます。

続きまして、基本目標の2、利用者ニーズに応える利便性の向上ですが、本編の10ページをご覧ください。真ん中に、今回の計画策定に当たり、行いました来館者アンケート、もともと図書館でやっている来館者アンケートと、今回の計画策定に当たりまして、インターネット等でアンケートを実施しました。こちらの10ページには、来館者アンケートを載せてございますが、図書館内のカフェの設置、席の増設、区有施設での貸出・返却サービス、ブックポストの設置等を求めるサービスとして伺ってございます。それが、本編のほうに出てまいります。本編29ページになります。今回、分科会の中で出た意見で、利用者アンケート等で利用者からの求めがあったものについては、計画上、取り上げるべきという委員の意見がありまして、それを踏まえて、基本目標2で利用者ニーズに応える利便性の向上で、ここに資料受け取り及び返却方法の拡充、開館時間の拡大、それと、2の5の4のところ、滞在型図書館でカフェの検討を入れてございます。

また、次の30ページにまいりまして、インターネット利用端末の増設と無線LAN環境の整備、ここで、席の増設などについても触れてございまして、基本目標の2は、アンケート結果に基づいたものとなっております。

基本目標の3につきましては、少し政策的なものが入ってまいります。31ページになります。本編のほうですが、学校図書館支援センター設置に向けた計画等、これが新規となっております。これが子どもの読書で少し踏み込んでいますので、学校図書館支援センターは、子ども読書活動推進計画からここへ入ってきているもので、計画間の連携をとるとしております。

次の、国際理解教育・理科教育の資料の充実に向けた支援というのは、教育支援推進計画の国際理解教育、それと理科教育充実ということが出ていますので、それが3の8の2で支援ということで、ここでその計画を受けているものでございます。

次のページの32ページの3の9の7になりますが、学校支援地域本部との連携ということで、こちらについては、生涯学習推進計画の学校支援地域本部と図書館で何かができないかということで、私どものほうが提案したものが、区立図書館が育成した児童サービスボランティアが、学校支援地域本部に登録を行い、学校への派遣といった支援・連携、それと、今でもやっておりますが、職場体験の受け入れ先として図書館に登録し、生徒を受け入れますということで連携をうたっています。こちらが基本目標の3になります。

基本目標の4につきましては、さまざまな機関との連携という形になりまして、これまでも特に本編34ページになります4の11の5、港区ミュージアムネットワークとの連携という形で、現在、私どもの郷土資料館が港区ミュージアムネットワーク、港区内にあります博物館等の連携組織ですが、そちらの事務局をやっております、ミュージアムネットワークの美術館の学芸員さん等

が図書館等で特別展の講演などをやっております。そのような連携をこちらでさせていただきます。

基本目標5は、新しい図書館を支える管理運営体制ということで、指定管理の導入と指標が出てきております。図書館評価方法、今年の政策評価の中で、未達成の指摘受けましたので、新しい評価方法の検討、それと本編36ページになりまして、利用者の声を聞く場ということで、5の15の1、図書館協議会等の設置が図書館法では出ていますが、図書館協議会もしくは懇談会等の設置についてここで検討する形になっています。

37ページには、基本目標6、図書館サービスを推進する施設整備の推進ということで、経過ご説明させていただきました三田図書館につきましては、芝5丁目用地に（仮称）産業振興センターの施設としての移転改築が決まりましたので、その件をここで計画として触れています。

次のページの38ページは、港区の基本計画のほうに載っていることをそのまま検討スケジュールという形で記載させていただいております。

○綱川委員長 この件につきまして、ご質問ございますか。

○澤委員 図書館は、インターネットでも予約ができるとか、常に便利な方向に向かっていて、先ほどの生涯学習にも関係しますけれども、非常に区民に貢献している区の施設の中の一つだと思います。そういう意味では、今後もさらに充実、こういった計画をもとに充実させていってもらえればいいですね。いままでなかったことで、新たな取組というのは、何になりますか。

○図書・文化財課長 今回の計画策定に当たりまして、先ほど言ったアンケートの結果に基づいた計画であるべきというご意見を区民委員からいただいておりますので、基本目標2のところの項目は既存のものかもしれませんが、真剣に取り組んでいかなければならない問題だと考えてございます。

基本目標の3のところについては、少し戦略的なもので、これは図書館として、教育推進計画との連携や生涯学習推進計画との連携という形で、こういったところが今回のこの計画のうりになるところかというふうに考えます。

○澤委員 確かに、教育委員会のときの報告でも、学校との連携というのが、最近随分積極的に進められているというので、よろしくお願ひしたいと思います。

その後、細かいことで気になったのは、基本目標の5で、新しい図書館を支える管理運営体制と書いてありますが、それは管理運営体制が新しいのですね。図書館が新しいのではなく、図書館を支える新しい管理運営体制の実現ということであれば、“新しい”は、むしろ図書館の後にしたほうが、よりわかりやすいのではないかと思います。

○図書・文化財課長 ご指摘のとおり、新しい図書館を支えるのではなくて、図書館を支える新しい管理運営体制でございます。

○澤委員 そういう運営体制で、さらに区民の皆さんに便利な、そういう図書館にさせていただければありがたいと思います。

○綱川委員長 先ほど澤委員も言われたように、図書館というのは、区民の知的宝庫ということで、本当に期待が高いところだと思うのです。そういう意味で、このように充実したいろいろな施策の

推進計画を出していただいて、非常に参考になるかと思えます。細かいところで、先日、我々教育委員が行政視察で新潟市の中央図書館を見学させていただいたのですが、その際、この学校図書館支援センターも既にあって、担当されている方が非常に張り切った方でした。学校用支援施設を今、設置検討ということで、ぜひ設置してもらいたいと思っているのですが、その場合の支援センターにどんな人を迎え入れるのか、新潟の見学のときも出てきたのですが、学校図書の司書だったか、いわゆる司書教諭と全く違う学校図書司書、学校司書、それについては、非常にいいことだなと私は受け取ったのですが、その辺は今回のここに反映されているのでしょうか。それとも、まだ今後の課題なのでしょうか。

○**図書・文化財課長** 学校図書館支援センターにつきましては、学校との連携、子ども読書推進計画のほうで出てまいりまして、そちらの資料の5の2ページのところがございます。

○**永山委員** 私は、新潟市の中央図書館ですばらしいと思ったのは、小島先生が言われたように、学校との連携で、特に学校支援本部との連携がスムーズに実際されておりました。移動サービスのボランティアというものが書いてあるのですが、これをもう少し具体的に教えていただけますか。

○**図書・文化財課長** 現在、私どものほうで予定していますのが、事業サービスという形で、読み聞かせをするボランティアさんたちに、講座を開設して、読み聞かせの方法、本の選び方等を研修しております。その方が、図書館にボランティアとして登録していただいて、図書館の行事で読み聞かせなどの行事に参加しているところがございますが、その方たちを学校支援地域本部のボランティアにも登録していただくというような考えを持っております。

○**綱川委員長** 38ページを見てください。みなと図書館というところに、3年間点線がずっとつながっていますが、3年間調査を続けるのですか。一般の方が見たら、3年間も調査して何するのという話になりますので、表現を変えたほうがいいのではないですか。

○**図書・文化財課長** 三田図書館とみなと図書館の改築につきましては、セットで考えてございまして、三田図書館の水準にあわせて、みなと図書館のほうもそういう形になりますが、今後、どのような方法、現在地点の建てかえや移転先も含めて検討していくので、調査期間が長めになっています。

○**綱川委員長** それでは、この案件はよろしいでしょうか。

(なし)

5 港区子ども読書活動推進計画（素案）について

○**綱川委員長** 続きまして、「港区子ども読書活動推進計画（素案）について」図書・文化財課長、説明をお願いします。

○**図書・文化財課長** 港区の子ども読書活動推進計画の素案（案）につきまして、資料5でご説明させていただきます。

まず、資料の5の3をご覧ください。各項目の、子ども読書活動分科会委員という形で、分科会の座長には、慶應義塾普通部司書教諭の庭井史絵様をお願いいたしました。公募区民の真野様と吉

村様がいらっしゃるようですが、真野様は、図書館で働いたことがあるということの経験を踏まえて、今回、公募区民に応募されました。吉村様は、現在、読み聞かせのボランティアをやっていらっしゃいますので、そのボランティア団体の関係で応募をされたということで、私どもの行事にも参加をされているところでございます。

資料5の2でご説明させていただきます。第1章、改定の背景、第2章で、子ども読書、現状と課題という形になってございます。子ども読書のほうで、各施設、各機関における取り組み状況ということで、今回の計画改定に当たりまして、子ども読書活動を実施されているかということで、区立の小中学校での取組、幼稚園、保育園、児童館での取組、子ども中高生プラザでの取組等については、この調査、この計画策定期間中にどのような取組をしているか、こちらのほうで伺い、各機関にご協力をいただいて、本件はできているものでございます。

現状と課題としましては、年少人口の増加と多様な取り組み主体で、環境整備、資料の充実を図ってきたと。

2、子どもにかかわる施設・機関の連携で、現行の計画が、図書館の子ども読書活動推進計画となっております。その色合いが強いものですので、そうならないよう、子どもにかかわる施設・機関と広く連携をしていくこととしております。

3番目としまして、学校図書館の充実、今回の部会、分科会の中で一番多かったものが、図書館と学校図書館がどのように連携いくかというところで、いろいろご意見をいただいたところでございます。

4番目、障害児の読書活動支援という形。

この4つの現状と課題を踏まえまして、5つの基本目標を設定させていただきました。それが3章になります。

基本目標の1、子どもの多様性を踏まえた取り組みの展開、基本目標2、本と触れ合う環境の形成、基本目標3、学校図書館の充実、基本目標4、様々な組織と連携した取り組みによる推進、基本目標5で、区立図書館側のほうで、それらの組織管理に対してどのような支援ができるかという視点を入れた関係もありまして、基本目標に対する現状と課題の数が違っているところになってございます。

まず、基本目標の1でございます。内容につきましては、先ほどありました国際理解教育、学校といたしますと、小中高となりますもので、ちょうどこの子ども読書活動のターゲットとなります乳幼児期から高校生までの期間ということで、子どものほうで取り上げる時間も多ということで、国際理解教育、理科教育などを支援する資料の収集。また、大使館と連携した取り組みの実施などについて、基本目標の1としてございます。

基本目標2で、本と触れ合う環境の形成で、本のある環境づくりということで、団体貸出の活用の促進が基本目標の2でうたわれてございます。

基本目標の3、学校図書館の充実で、先ほどの図書館計画で質問がありましたので、説明させていただきます。まず、本編の2ページをご覧ください。本編の2ページに、改正の背景がございま

して、前のページに、国等の状況から流れてきて、港区の状況が（２）で出ているのですが、ここに改正学校図書館法への対応についてということで、囲み書きでコメントを入れてございます。この内容につきましては、第３回定例会で教育長が答弁しました内容を載せてございまして、法の施行等の国の検討結果を踏まえ、検討していくという形で、学校司書については取り扱いを出しているものでございます。本編中については、現行港区はRASを置いていますので、その内容として計画を策定しているものでございます。

それでは、基本目標の学校図書館の充実のところですが、こちらは本編３４ページからになっております。教諭やRASを対象とした研修会の実施をしております。３５ページのところで、教諭やRASの情報交換の場の提供を計画してございます。

３６ページ、次のページになりますと、授業カリキュラムに対応した内容となりまして、学校図書館支援センターにつきましては、４０ページのところで、５の１４の２、学校図書館支援センター設置に向けた検討という形に一番上のところに出てきます。先ほど、どのような考えをお持ちですかというご質問いただきましたが、学校図書館支援センターの設置、そして設置した場合にどのような取組をするか、先般、見学させていただいた新潟市においては、学校司書の人員配置まで図書館側でやっていたということもありますので、他の自治体の例等も踏まえて、設置及びその設置の中身を検討していきたいと、計画の中での考え方でございます。

設置に向けて、前向きに検討するという考えでございます。これが学校図書館でございます。

今回の子ども読書活動推進計画の中で、部会、分科会を通じて、一番多かった意見が、この計画をつくるに当たって、どういう目指すべき姿にするかというところに戻りますが、２１ページに目指すべき姿として、一人一人の子どもが本に触れ、親しむことを通じて読む習慣を育むということで、目指すべき姿としました。部会、分科会を通じて、この計画の柱になる考え方をどうするかという議論が長時間にわたって行われました。いろいろ意見が割れたかという、「学ぶ」という言葉を入れるかどうかで意見が分かれたところでございます。学童の中に出て学ぶという、読書と学ぶというのはいいのだけれど、今回の子ども読書活動推進計画は、乳幼児期、中学校の生徒たちも含んで、この計画をつくっているということで、目指すべき姿の中から「学ぶ」という言葉は外して、「育む」という形にし、下の下段のところ子どもにとって読書は生涯を通して、学び続ける大人への準備となりますと、学びの概念も少し加えているということでございます。

それに伴って、３ページのところ計画の目的というものが入れてございまして、このところで、本計画は、教育ビジョンにおいて示された「生涯を通じて夢と生きがいを持ち、みずから学び、考え、行動し、未来を創造する人」という人間像を踏まえ、乳幼児とか学齢期、青年期に至る子どもの成長を読書という側面から支え、読書に親しみ、生涯を通じて本を通して学ぶ大人になることを手助けするというので、ここに学ぶという概念を入れさせていただいて、目指す姿も意識して習慣を育むという言葉にさせていただいたところが、今回の素案の本編のところとなっております。

簡単ですが、子ども読書活動推進計画について説明が終わりました。

○**綱川委員長** ただいまの説明に対してご質問ございますか。

○**小島委員** 先ほど質問したところですが、学校図書館支援センターの設置に向けた検討については、2行ぐらいで検討しますと書いてあるだけです。これは6年間の計画ですね。6年間ずっと検討していくということですが、ちょっと問題ではないですか。新潟市の図書館を視察したときには、いいことなので港区でもやりたいという感想を持ちました。もう少し積極的にこの計画の中で、学校図書館に対するものが何かないのですか。6年間検討しているわけではないのでしょうか。

○**図書・文化財課長** こちらで思っておりましたのが、新潟市の場合も、図書館に学校図書館支援センターが設置されておりました。それで、図書館が学校図書館も支えるというところが、私どもは、きっちりしていたと思います。前段私どものほうでも、図書館内に設置している自治体が多いのもわかっておりましたので、新三田図書館をにらんで記載したところですが、新三田図書館が平成33年で計画から外れてしまうということがあったので、設置の検討という形になってはいますが、新三田図書館をにらんで、検討をしていきたいと考えております。

○**小島委員** 学校司書との関係はどうなるのですか。子どもの読書活動の関連で、学校司書がどんな展開になって、どう活用していくということでしょうか。

○**図書・文化財課長** 現行、港区の場合には、リーディングアドバイザースタッフ制度を受けておりますので、学校司書を配置するかどうかについては、先ほどの第3回定例会の答弁では、国の状況を見てということですので、今の段階で学校司書を設置するというのは、計画上も言えないと考えています。

○**綱川委員長** その学校図書館支援センターですが、新潟市中央図書館でお話しを伺っていましたら、担当者のパワーというか、情熱で、相当左右されるのではないかと思います。やはり港区は大きい組織ですので、組織の中で位置づけがきちんとならないと、人ありきで、その人がいたときはいいけれどもというようなことになると困りますので、やはり組織できちんと回答できるようにしてください。

○**図書・文化財課長** 新潟市の場合には、学校図書館支援センターが、直営で、学校司書も図書館職員という形でやっておりました。また、学校図書館を直接図書館がやっている例として、練馬区があるのですが、そこは、図書館の指定管理者が学校図書館の運営をするという形態も一方ありますので、そういった管理、運営形態も含めて、この計画案で、何の方法が港区にとっていいのか、研究していく必要があると考えてございます。

○**小島委員** 5の2の概要版の基本目標3の学校図書館の充実の(8)人材の育成と活用の推進ということですが、教諭やRASの情報交換の場の提供ということで、情報交換の場を図書館が提供するという意味ですか。

○**図書・文化財課長** リーディングアドバイザースタッフからの話を聞きますと、今の勤務形態がばらばらになっていて、この勤務では片方の方が出ない、リーディングアドバイザースタッフ同士でも話ができないとか、学校内でも連携がなかなかとれないで、ほかの学校でどんな取組をやっているかというところも、連携がとれないというお話も聞いていました。図書館でやっています

地域連絡会等でRASさんたちに来ていただいて、そこで顔合わせする感じになっております。図書館も連携しまして、RASの情報交換の場についても検討していきたい。今後も提供したいと思います。

○小島委員 先ほど、学校司書は採用しないというお話だったので、そうであれば、このリーディングアドバイザースタッフの質の向上を図らないと、学校の子どもたちへの図書全体のサービスに遺漏をきたすのではないかという気がします。このリーディングアドバイザースタッフの資質の向上というのは、学校図書館の充実の中にあるのでしょうか。

○図書・文化財課長 学校司書を採用しないということではなく、学校司書については、1年間、国の動向を注視しているところです。

施策（8）のところで、人材の育成と活用の推進ということで、教諭やRASの研修会の充実のところにあります。

○小島委員 別段、質問ではありませんが、先ほど課長から、目指すべき姿の中で、学ぶということに対していろいろな意見がありました。結果として、外したというのは、これは、文化財のメンバーの良識が反映しているのかなと思います。何でも学ぶを入れればよいというものではなくて、私の経験でも、読書というのは、教科書とは違うわけですから、まず楽しむ。そこのところを何かきちっとこの基本の中から学び取りたいという、そういうものは区民の良識が働いているなという感じがしました。

○綱川委員長 それでは、この案件はよろしいでしょうか。

(なし)

○綱川委員長 若干時間を延長するというので、皆様にご了承いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(なし)

○綱川委員長 お願いします。

6 平成26年特別区人事委員会勧告について

○綱川委員長 それでは、「平成26年特別区人事委員会勧告について」庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 特別区人事委員会が10月8日に23区の議長に対して職員の給与に関する報告及び勧告を行いました。

本報告は、幼稚園教育職員の給与に係りますので、主な内容と今後の対応についてご報告いたします。

資料ナンバー6になります。4ページからは、人事委員会の勧告の概要でありますので、参考にいただければと思います。

初めに、給与改定についてです。

まず、月例給の引き上げです。特別区人事委員会が本年4月1日時点で、民間給与と比較したと

ころ、職員給与が809円、率にして0.2%下回っております。これを解消するために、給料表を改定いたします。改定は、平成26年4月1日に遡及しての実施でございます。

次に、特別給、いわゆる期末・勤勉手当でございます。こちら、民間の年間特別給は4.22月と比較しましたところ、職員の年間支給月数3.95月が下回っていたことから、0.25月を引き上げて、4.20月とするものです。改定は、改正条例の公布の日とし、12月支給の勤勉手当に割り振る予定としてございます。

なお、この月例給の改定は15年ぶり、特別給は7年ぶりの引き上げの改定の勧告となっております。

次に、地域手当の支給割合等についてです。国の人事院勧告では、地域手当を東京都特別区について、現行の18%から2%上げて20%とし、それに合わせて、給料俸給月額を平均2%引き下げるとしてございます。特別区におきましては、従来から、国等の制度的な均衡を図っているところであり、給与月額を同率程度引き下げるものでございます。実施は、平成27年4月1日でございます。

次に、管理職手当の改定です。幼稚園教育職員の管理職手当の額は、園長、副園長のそれぞれの職務の給付における最高号給の100分の20を超えてはならないと規定しております。今日の地域手当導入に伴って、給料表が改正になりますと、園長の現行9万1,000円の管理職手当が20%、8万9600円を超えてしまうため引き下げるといってございます。なお、副園長は20%を超えておりませんので、今回の改定は変更してございません。改定の実施は、平成27年4月1日を予定してございます。

この給与改定に伴って、幼稚園教育職員で試算したものは2ページのとおりとなります。

また、地域手当、管理職手当の改定は平成27年度の試算は3ページにおつけしておりますので、ご覧いただければと思います。

今後の流れでございます。勧告につきましては、11月中旬以降、特別区職員労働組合連合会と交渉がございまして、妥結した場合は、11月25日開会予定の教育委員会臨時会で関係条例の一部改正についてご審議いただきたいと考えてございます。

教育委員会で議決後、平成26年第4回港区議会定例会に条例の一部改正について議案を提出いたします。

なお、関連する2つの規則については、条例の一部改正が区議会で議決された後、改めまして、教育委員会でご審議いただきます。

説明は以上でございます。

○綱川委員長 ただいまの案件についてご質問ございますか。

○小島委員 6ページの下から4行目で、職務に取り組む上での今後の方向性等の絵姿(キャリア・パス)の把握・醸成とありますが、この絵姿とは何ですか。

○綱川委員長 後ほど、ご回答をお願いいたします。

ほかにありますか。

○小島委員 今回の特別区人事委員会で民間給与との比較において、若干下回っているのですが、それを是正するということですね。管理職手当の改定は、そういう是正をするのにもかかわらず、100分の20を超えるから、現行より下げるといいますか。現行の基準でいくと、9万1,000円になるのですが、9万1,000円までは、100分の20を超えてしまうので、8万9,600円になると、そういうことですか。

○庶務課長 これは、平成27年4月1日から地域手当を上げるということがあります。地域手当を上げますと、給料表に平均で2%下げるといことになります。平成26年度は上げるのですが、平成27年度は、地域手当を上げるのにあわせて、給料表を下げるということがありまして、下げると、現行の9万1,000円を上限の20%を超えてしまうということです。平成26年度に限っては上がるのですが、平成27年度は給料表が下がり、管理職手当の上限20%を超えてしまうので引き下げるものです。

○小島委員 園長先生の現実の手取りは上がるのですか。

○庶務課長 資料の2ページ、3ページで試算しており、トータル的には上がります。

先ほどご質問ありました、キャリアパスでございますが、経営学の用語としてあるようです。雇用する側からいけば、社員にどういう経験を積み重ねて、能力を高めるかということで、職員のモチベーションを向上させるという意味合いです。それで、働く側から見れば自己啓発ですが、みずからを高めて、個人啓発につながるという、そういった考えの言葉で、最近、多分、民間企業では多く事例があり、勧告で取り上げているようです。

○小島委員 わかりました。

○綱川委員長 それでは、次の案件に移らせていただきます。

7 公私立幼稚園の較差是正について

○綱川委員長 それでは、「公私立幼稚園の較差是正について」庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、資料ナンバー7をご覧ください。

これまででございますけれども、公私立幼稚園の保護者負担の較差是正については、昭和50年代の公私立幼稚園調整審議会の答申からずっと言われてきたところですが、昨年度、港区幼稚園教育振興方針を策定するに当たりまして、検討の経過でこの問題も取り上げられました。この較差については、公立、私立幼稚園の保護者負担の差を全て埋めてゼロにするということではなく、私立の保育料等、これ納付金のいろいろな費目で徴収している内容をきちんと精査した上で、公立と私立の差をしっかりと出した上で、それを是正するというので、平成27年度から段階的に実施するというのでまとめられてございます。

公私立の較差の是正の必要性でございますけれども、幼稚園を希望する保護者が公私立問わず、幅広い選択ができるように、また、区立幼稚園を利用する方、しない方との負担の公平性という観点から、この較差につきましても、私立幼稚園PTA連合会の請願もございましたけれども、そういった経緯を踏まえて、これまでも縮減に努めていたところですが、まだ是正には至っていないとい

うことです。

今後見込まれます幼稚園教育のニーズ、これに応えていくためには、来年4月からの子ども・子育て支援新制度の開始を一つの契機といたしまして、長年の課題を解決して、公私立で担う港区の幼稚園教育の質の向上、受け入れ体制の拡充に向けていくことが必要と考えてございます。

それでは、是正をどうしていくかということですが、是正が必要な較差については、改めて精査をいたしました。この表の中ほどでございますけれども、これが今年度の私立幼稚園14園の納付額です。2枚目に参考でおつけしました14園の状況がございます。これによりますと、園によって非常に金額の違いが大きい中で、できる限り、平均的な数値を出すということで、高いところ、低いところの上下2園の額をカットしてございます。さらに、この太枠で囲んだところを対象の費目とし、考査料、入園料については対象外としてございます。年間の保育料と教材費、施設費は入園時のみにいただきますので、これを3で割りかえました。ちょっと色がついているところです。それと、徴収している場合は暖房費、ここまですべてが通常の運営経費で、これの上下カットした中ほど12園の平均値、これを足し合わせたものが私立の平均の額として、合計で3万1,209円という数字を出してございます。

1枚目に戻っていただきますと、中ほどにございますが私立のこの今の3万1,209円、こちらから区立の保育料の経費を引いたものが是正が必要な較差としております。

下の表でございますが、これは平成26年度で算出した私立の額で、これは固定としてございます

次、表の2段目です。区立の保育料は、さきに教育委員会でご説明しました見直しの考え方に基づいて、一定期間で1.3倍にするという考えに基づいて、改定した場合を想定し、差し引いたものが是正が必要な差ということでございます。

次に、補助金額については、平成27年度から段階的に5年間かけまして、私立、区立の差額を補助するとしてございます。

補助金額dの括弧書きは、前年度と比べての増額分で、区立保育料の改定とあわせていきますと、最終年度で今の試算でいきますと、2万3,153円の補助金を支出することにより、この較差が是正されるということでございます。

ちなみに、請願で私立幼稚園PTA連合会が出してきている平均保育料が3万8,000円ほどになってございますので、それを全て埋めるものではないというところは確認したいと思います。

必要となる経費は平成27年度予算で計上することになりますので、現時点で確定しているものではございません。今後、平成27年度予算案といたしまして、庁内手続を行った上で、教育委員会でもご審議を経て、それで区議会での議決をいただいた上で決まるというような流れになってございます。

説明は以上です。

○綱川委員長 この案件について、ご質問等ございますか。

○澤委員 常にいろいろなことが絡んでいるのですが、私立幼稚園PTA連合会が、区が算定した

3万1,209円に納得しているかどうかですけれども、私立幼稚園側は了解しているということですか。

○庶務課長 これにつきましては、当然ながら、私立幼稚園側とも調整して、先週、開催いたしました公私立幼稚園連絡協議会でもご承認いただいているということです。

○綱川委員長 先ほど、私立の平均のaは6年間固定です。今、アベノミクスとで、見かけ上の景気はよくなっているようですが、景気が上がってきた場合に、また差が増えてくるというようなことで、その点をどこまで見ていくかという話し合いがされているのでしょうか。

○庶務課長 おっしゃるとおり、経済情勢も含めて、どうなるか全く読めません。さらに、新制度が国として混乱しているというふうに私どもは感じているところなのですが、なかなか先を見通せないというところで、当然ながら、未来永劫この数字で固定するということは考えにくいということです。ただし、新制度での事業計画期間は5年間とされておりまして、5年後を目途に、また、経済情勢等を見て、協議は必要と考えてございます。

すみません。先ほど、私立幼稚園PTA連合会の試算でいくと平均保育料は3万8,000円ぐらいということですが、単純に全幼稚園の平均値を出すと4万を超える額となっていることは、申し述べておきます。

○永山委員 確認ですけれども、区立の幼稚園に入園した場合は、8,000円、最終年度の平成31年度に関しては、8,056円の個人の負担、保育料ということですか。

○庶務課長 区立幼稚園の月々の保育料になっております。

○永山委員 一番安いところで算定すると、私立幼稚園に行ったほうが負担が少なくなる場合もあり得るということですか。一番安い私立の保育料を計算すると、区立の幼稚園の保育料のほうが高くなってしまふということもあり得ることになるわけですか。この補助金額は、保護者個人に支払うわけですか。

○庶務課長 これは保護者に行きます。

○永山委員 保護者に払うと。わかりました。そうしましたら、近隣の品川区や渋谷区の方はもらえないけれども、港区では受け取れるという認識ですね。

○庶務課長 これは、港区民で私立幼稚園に通われている方ですので、他区の方は対象ではございません。

○綱川委員長 他区でも同じような制度があれば。とそういうことですね。

○庶務課長 23区で共通といいますか、額は違いますけど、各区同じ制度がございます。

○綱川委員長 よろしいですか。

(なし)

○綱川委員長 それでは、この案件はこの辺で。

8 幼稚園の受け入れ体制の充実について

○綱川委員長 次に、「幼稚園の受け入れ体制の充実について」教育政策担当課長、説明をお願いします

ます。

○教育政策担当課長 それでは、幼稚園の受け入れ体制の充実につきまして、資料ナンバー順にご説明いたします。

昨年度、港区幼稚園教育振興方針を策定しました。その中では、公私立幼稚園全体で幼稚園の受け入れ体制の充実を図るとともに、各幼稚園の状況を勘案しまして、多目的室を使用して保育室への用途変更や、園舎の改築時等において保育室を増室することで、クラス層、園児受け入れ増を図ることとしております。

また、子ども・子育て支援新制度の事業計画におきましては、幼稚園につきましては、振興方針に基づきまして、就園希望幼児数を量の見込みとしまして、分園を含む確保策を計画しております。

まず、幼稚園の受け入れ体制ですけれども、3歳児、4歳児、5歳児とも不足する推計となっております。具体的な充実策は3点ございます。

資料1の幼稚園整備計画の表をご覧くださいと思います。3枚目になりますけれども、A4の横の表でございます。表をご覧くださいと思います。

1つ目は、3歳児の新規受け入れ園の拡大による定員増です。

現在、区立幼稚園12園中8園で3歳児の受け入れを行っております。4園で行っていない状況です。施設の状況を確認し、多目的室を使用している部屋を保育室に用途変更可能な南山幼稚園、三光幼稚園の2園におきまして、平成27年度から3歳児を各20名定員増といたします。

なお、私立では、東洋英和幼稚園で3歳児が30名定員増となる予定でございます。

2つ目は、園舎の改築による定員増です。平成26年度に仮設幼稚園に引っ越しする中之町幼稚園は、平成27年度から3歳児14名、4歳児20名、5歳児30名の定員増となります。青南幼稚園は、平成27年度から4、5歳児各30名の定員増を行い、平成28年度3歳児14名の定員増を行います。

3つ目の新たな園舎の増築による定員増です。全区立幼稚園の施設環境等を調査した結果、麻布幼稚園と白金台幼稚園の2園につきまして、園舎を増築して定員を増やそうということでもあります。資料2の白金台幼稚園の増築案をご覧ください。図面になります。白金台幼稚園の増築は、現在、2階のテラスになっているスペースを保育室に転用いたします。平成30年度から3歳児14名の定員増を行います。

資料3の麻布幼稚園増築案をご覧ください。こちらの麻布幼稚園園庭の上部、東側のほうになりますけれども、そのほうに空地がございます。2階建て保育室3室を増築し、平成31年度から3歳児24名、4、5歳児各30名の定員増でございます。

子ども・子育て支援制度の事業計画におきます分園を含む確保策につきましては、公私立幼稚園全体で取り組むこととしております。区立幼稚園で実施する場合や公立幼稚園が実施する場合、借地を含めた敷地の確保に引き続き検討してまいります。

説明は以上でございます。

○綱川委員長 この説明に対してご質問ございますか。

○澤委員 この整備計画の中で南山幼稚園と三光幼稚園がいよいよ平成27年度から3歳児保育をスタートするというので、これで12園のうち10園。画期的な一步を、踏み出すわけで、よかったなと思います。

○小島委員 澤委員と全く同じで、長年のというか、いろいろな思いを込めて、三光幼稚園と南山幼稚園で3歳児保育ができるようになるということで、本当にうれしい限りです。先ほど、私立幼稚園の保護者への補助金の額についても、委員長が言われたように、また、何年かのうちにいろいろ協議をするようなこともあり得るのかなということで心配されるわけですが、私も、内心、港区の子どもたちは、区立幼稚園でも私立幼稚園でも、経済的なものに関係なく、自分が行きたいところ、子どもを行かせたいところに行かせてあげたい。そういう意味でこの補助金の額というのは、これは当然いいことなので、先ほど黙っていましたが、公立と私立とは何なのか、私立の寄って立つ教育は何なのかという、そういう哲学的なものも踏まえた上で、この金額を決めていかないと、先ほど、委員長が言われたように、将来、不安定な状態になるのではないかという気がしています。ただ、決めることは非常に結構だと思っております。

今、この基本計画にかかわるこの横の表を見て、平成32年で右側に全部で276名増員しますということですが、これは今の段階で、多分平成32年まで増やすとして、これが限度だろうというような考えですか。それとも、今後、平成32年には276名でなく、もっと増える可能性もありますよということなのでしょう。

○教育政策担当課長 子ども・子育て支援制度の事業計画の中では、現在、分園を3園ということで計画しております。先ほど、最後のほうにご説明いたしましたけれども、総合で3歳児、4歳児、5歳児それぞれ85名ずつということで、3園。3、4、5歳児それぞれ25名、30名、30名で、85名の3園分を計画事業として、子ども・子育て支援制度の事業計画では出しております。分園につきましては、現在、未確定の部分がありますので、今後、調整の上で、公私のどちらが行うということも含めまして、検討し、平成32年度までには、さらに定員の確保を図りたいという考えではおります。

○小島委員 先ほどの私立幼稚園の保護者への補助金を出すことによって、幼稚園に入りたくても入れないという子どもたちの問題がありましたが、この今の案で、私立幼稚園側にも定員を増やしてもらおうということなのでしょうけれども、港区全体として、幼稚園教育を受けたいという子どもたちは、全部受け入れられるのでしょうか。

○教育政策担当課長 こちらの事業計画を策定するに当たりまして、幼稚園の就園希望幼児数を推計しております。その要望を含めた計画の中では、その中で賄うというような計画にはしてございません。ただ、毎年度、公私立の連絡協議会を通して、定員の確保については引き続き協議をしております。

○小島委員 幼稚園に入りたいお子さんの待機児童数という表がありました。この間、点検・評価のときも岩渕先生でしたか、幼稚園入園希望者が入れないこの件について、やはり評価において、問題じゃないかというような意見も出たと思うのですけれども。

今後、常に私立幼稚園を圧迫してはいけないというのは、当然の話だと思っていますし、先ほど言ったように、親の収入によって、行きたい私立幼稚園に行けないというのも、これも気の毒な、検討しなくてはならないと、当然と思っているのですが、経営を圧迫しないという現状において、区立幼稚園の定員増をもう少し強く主張してもいいのではという感じだと思います。ぜひ私立幼稚園側とよく相談の上、区立の定員をさらに増やして、なるべく幼稚園に行きたいけれども行けないという子どもたちが出ないように頑張っていたいただきたいと思います。

○教育政策担当課長 検討の内容につきましては、幼稚園、公私立幼稚園連絡協議会の協議事項になってございます。子ども・子育て支援制度の中では561人という指標でございます。

○綱川委員長 5歳児教育の問題など出てきて、国の施策でまた変わってきたりすると思いますので、そのたびにいろいろあると思いますけれども、5歳児の教育ということが本格化してくると、今度は保護者が保育園ではなくてとか、そういう話も出てくる可能性はあると思いますので、ぜひ随時やっていただきたいと思います。園舎の増改築計画ですけれども、幼稚園に行きますと、子どもたちの安全安心のための話が出たりします。どこがということではなくて、ぜひ教育現場にいらっしゃる方の意見を伺いながら、計画をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○教育政策担当課長 各幼稚園とは、十分に協議をして進めてまいります。

○綱川委員長 よろしく申し上げます。よろしいでしょうか。

○小島委員 これは、常に委員長が言われることですが、麻布幼稚園と白金台幼稚園の増員が平成31年です。もう少し早くしないと、需要に間に合わないのではないのでしょうか。

○教育政策担当課長 こちらの工事につきましては、施設課の工事になります。

○綱川委員長 施設課と調整して、できるだけ前倒しできるようにしてください。よろしくお願いします。下に、平成27年度と29年の公共施設特定天井のことがあります。まだ日程がわからないようですが、天井のことも、子どもたちが、脱落とかで危ないこともありますので、よろしくお願いします。通常、こんな日程はかからないと思います。

それではよろしいでしょうか。

(なし)

9 平成27年度港区立幼稚園の定員等について

10 平成27年度港区立幼稚園園児募集について

○綱川委員長 次は、「平成27年度港区立幼稚園の定員等について」「区立幼稚園園児募集について」この2件について一括して説明を受けたいと思います。教育政策担当課長、説明をよろしくお願いします。

○教育政策担当課長 それでは、平成27年度港区立幼稚園の定員等につきまして、資料ナンバー9によりご説明させていただきます。資料ナンバー9をご覧ください。

先ほど、幼稚園の受け入れ体制をご報告させていただきましたが、平成27年度港区立幼稚園の定員を下記のとおりとさせていただきます。

3歳児につきましては、三光幼稚園、南山幼稚園が新たに3歳児の受け入れを行い、各20名の定員といたします。中之町幼稚園につきましては14名の定員増を行い、2クラスといたします。合計で54名の定員増といたします。

4歳児につきましては、中之町幼稚園で20名、青南幼稚園で30名、合計50名の定員増といたします。青南幼稚園は2クラスとなります。

5歳児につきましては、中之町幼稚園、青南幼稚園で各30名増の2クラスとし、合計60名の定員増といたします。

3、4、5歳児合わせて164名の定員増といたします。

続きまして、港区子育てサポート保育の実施園でございます。区立幼稚園で実施している預かり保育事業ですけれども、子ども・子育て支援制度の事業計画（案）におきまして、ご審議いただきましたけれども、現在、2園で実施している預かり保育を平成27年度から新たに赤羽幼稚園、本村幼稚園、中之町幼稚園3園を追加し、5園で実施いたします。

サポート保育の時間ですけれども、幼稚園教育要領にもあります教育課程に係る教育時間の終了後等の希望者を対象に行う教育活動とし、従来どおり、通常の保育時間終了後の午後4時半までといたします。平成27年度の実施時期につきましては、現在調整中でございます。

以上でございます。

○学務課長 区立幼稚園園児募集について、引き続きご説明をさせていただきます。

1は募集定員でございますけれども、3歳児のところをご覧くださいでしょうか。縦の下段でございます。294人となっております。これは定員全て募集をさせていただきます。右側4歳児でございます。定員が550名でございますので、いわゆる進級定員、現在の3歳児ですけれども、240名いますので、その差の310人を募集いたします。5歳児のところをご覧ください。5歳児については、定員が550名でございます。進級定員が500名でございますので、募集が50名となります。

2番目、応募資格でございますけれども、これは例年と同じ要件でございます。

3番目、今後のスケジュールですけれども、広報みなとは11月11日号の掲載でございます。要項配布は同日の11月11日です。応募受付は、11月19日から21日です。第1回抽せんが12月3日、第2回抽せんが12月11日、入園決定は12月下旬となります。

以上です。

○綱川委員長 ただいまの2件について、ご質問等ございますか。

○小島委員 澤委員と一緒に教育委員になったころは、幼稚園が縮小縮小で、本当に寂しい思いをしました。縮小になると、教員の先生も数が少なくなるので、よくぞこれだけ挽回して、やはりこのくらいないと、先生の回転とか、いろいろな意味で活性化しないです。これ本当にうれしい限りです。

○永山委員 1点確認したいのですが、平成26年度で区立幼稚園に申し込んで入れなかった方は何名ぐらいいたのでしょうか。

○学務課長 143名です。

○綱川委員長 よろしいでしょうか。去年あたり、双子桝とかでもめたのですが、その辺はもう大丈夫ですか。

○学務課長 大丈夫です。

○綱川委員長 もめないように、きちっと毅然たる態度でよろしくお願いします。よろしいでしょうか。

(なし)

11 新教育センター等整備事業に係る都市計画提案について

○綱川委員長 それでは、次に「新教育センター等整備事業に係る都市計画提案について」教育施策担当課長、説明をお願いします。

○教育政策担当課長 新教育センター等整備事業に係る都市計画提案につきまして、資料ナンバー11によりご報告させていただきます。

新教育センターにつきましては、平成20年3月に策定いたしました虎ノ門用地整備基本計画に基づき、気象庁との複合施設として計画を進めております。

当初は、計画施設に必要な容積率を確保するために、総合設計制度の活用を前提として事業を計画しておりましたが、東京都総合設計許可要綱の改正によりまして、総合設計制度から地区計画に制度を変更したものでございます。

地区計画の策定に当たりましては、資料の下段に記載しておりますけれども、B地区の港区教育委員会事務局を含む6者で構成しました虎ノ門三・四丁目地区まちづくり協議会を平成24年2月に設立し、この間、協議調整をまいりました。

このたび、協議会での調整が整ったことから、平成26年10月10日に、虎ノ門三・四丁目地区再開発等促進区を定める地区計画について、都市計画法第21条の2に基づきまして、計画を港区へ提出いたしました。都市計画決定につきましては、港区都市計画審議会により審議後となる平成26年度中を予定しております。

資料の2ページ目をご覧ください。計画書の1をご覧ください。六本木・虎ノ門地区まちづくりガイドラインの区域の東部に位置し、約2.7ヘクタールの区域でございます。

地区計画に当たりましては、周辺の自動車、歩行者ネットワーク機能の向上を図るとともに、教育施設等を含む多様な機能を備えた国際性、文化性豊かな市街地を形成いたします。

また、旧鞆絵小学校の歴史にも配慮した緑豊かな都市空間を形成いたします。

右下の配置計画図をご覧ください。港区立教育センターの気象庁を含む施設として、B地区になります。建物の概要ですけれども、地上14階、地下2階を予定しております。1階から3階が気象庁を含む体験型展示スペースで、4階が教育センターとして計画しております。

今後の予定ですけれども、地区計画の申告のおくれに合わせて、整備事業が遅延している状況です。今回、整備事業を進めるための都市計画提案のご報告をさせていただきました。

新教育センターの整備に関します内容につきましては、都市計画の決定状況を踏まえ、改めてご報告させていただきます。

説明は以上でございます。

○綱川委員長 何かご質問等ございますか。

○澤委員 いよいよ公式なルートに乗ったので、大体このスケジュールは、何か特別なことでも起こらない限りは予定どおりいくのだらうと思いますが、平成30年度工事竣工ということは、平成31年度から使用ができるということですか。

○教育政策担当課長 こちらのスケジュールですが、あくまで予定でございますので、今度、都市計画の決定を受けてから、国等を通じまして、PFI事業者との調整がございます。また、実施設計がまだ未着手の状況ですので、竣工については、一応案ということですが。

○綱川委員長 次の暫定利用の教育センターを平成28年度は使うと。平成28、29、30年と、3年間たつと、もう新しいところに移動するのかと思います。

これ従前の計画と、大分道路の位置が変わったりしているように見えるのですが、最初の計画、そして協議、何か変わった点をちょっとかいつまんで教えていただけますか。

○教育政策担当課長 地権者については、相手方があることですので、余り申し上げられませんけれども、幹線道路の取りつけについては、大きく変わってはございません。幹線道路の振り方が多少変わっております。

○綱川委員長 あとは変わってないですね。

○教育政策担当課長 はい。

○綱川委員長 地域も変わってないですね。

○教育政策担当課長 はい。

○綱川委員長 よろしいですか。

(なし)

○綱川委員長 それでは、次の案件にいきたいと思います。

12 三光小学校・神応小学校跡地の暫定活用について

○綱川委員長 次に、「三光小学校・神応小学校跡地の暫定活用について」教育政策担当課長、説明をお願いします。

○教育政策担当課長 それでは、三光小学校・神応小学校跡地の暫定活用についてご報告させていただきます。資料ナンバー12をご覧ください。

平成27年4月1日に区立白金の丘学園が開校することに伴いまして、三光小学校、神応小学校の既存校舎を利用した当面の暫定活用につきまして、用地活用担当を中心とする関係課で組織する港区内小学校統廃合跡地等活用検討会でこの間検討してまいりました。

暫定活用につきましては、庁内の調査による行政需要に基づきまして調整されました。

対象用地の概要を記載しておりますけれども、三光小学校跡地につきましては、教育センターの

仮移転の可能な用途地域となっております。資料の2ページ目とあわせて、別紙1の配置計画図をご覧ください。三光小学校になります。三光小学校暫定活用についてですけれども、前回の教育委員会で急遽ご審議いただきましたが、新教育センターに移転するまでの間、教育センター機能の充実と費用の節減が見込めることから、青い部分、1階から2階を教育センターとして活用いたします。

活用の予定ですが、平成32年3月までの期間となります。

また、3階、4階は、新郷土資料館の着工に伴い、現在、旧国立保健医療科学院に保管している郷土資料館資料と学校歴史資料を移動させる必要があることから、仮置き場として平成27年10月から30年3月まで活用いたします。

子ども家庭支援部では学童クラブで活用する予定でございます。

続きまして、神応小学校の暫定活用につきまして、資料の3ページ目とあわせて、別紙2の配置計画図をご覧ください。教育委員会としての活用ですが、同様に、郷土資料館と学校歴史資料の仮置き場として使用いたします。

その他、契約管財課、区政情報課では、什器等物品やパソコンの保管場所として活用いたします。

また、神応小学校につきましては、地元町会から、現在使用している町会の会議を初め、地域の活用場所をして継続使用の要望が出ており、用地活用担当を中心に調整を図っております。

今後のスケジュールですが、活用する件につきましては、11月に区民文教常任委員会に報告いたします。教育センターにつきましては、平成27年設計改修・工事、平成28年に仮移転します。

移転につきましては、現在、施設課と調整しております、できるだけ早い時期の移転を目指しております。

ご報告は以上でございます。

○綱川委員長 その件について、ご質問等ございますか。

先ほどの説明ですと、教育センターが平成30年に竣工ということになって、この資料だと平成32年3月予定と書いてあります。同じ資料で同じ方が担当ですから、整合性をとっておいたほうが良いと思うのですがどうですか。

もう一点、先ほどのご説明の中で、港区内小学校統廃合跡地等活用方針検討会とありましたが、庁内の会議ですね。

○教育政策担当課長 庁内の会議でございます。

○綱川委員長 そうすると、先ほど、神応小学校については、地域の方からいろいろ要望書が出ているということで、そこに、反映していくということで、直接意見は聞いてないわけですね。

○教育政策担当課長 その会議では、直接意見はいただきませんが、それぞれ個別に町会等の対応をしております。

○綱川委員長 それと、地元の要望も聞きながら、その庁内の会議でやっているということでしょうか。

○教育政策担当課長 そのとおりでございます。

○綱川委員長 わかりました。ほかにごありますか。

(なし)

○綱川委員長 それでは、この案件はこの辺にします。

1 3 港区学校施設特定天井等の耐震化の改修方針について

○綱川委員長 「港区学校施設特定天井等の耐震化の改修方針について」学校施設担当課長、説明をお願いします。

○学校施設担当課長 では、港区学校施設特定天井等の耐震化の改修方針について、資料ナンバー13を用いてご説明します。

1枚おめくりいただいて、参考資料1に、文部科学省からの通知、さらに2枚めくっていただいて、参考資料2に、建築基準法施行令改定告示の抜粋を添付しておりますので、あわせてご参照願います。

資料の1ページをご覧ください。最初に1の背景です。東日本大震災において、天井材や照明器具などの非構造部材が多数落下し、甚大な被害が発生しました。国土交通省は、建築基準法施行令等を改正し、平成26年4月施行で、天井脱落対策の技術基準を定めました。建築時において、新基準への適合が義務づけされ、既存建築物においても基準の趣旨を踏まえ、区では学校の体育館の天井など、非構造部材の耐震化を実施します。

次に、2の耐震化対策の対象についてです。非構造部材のうち、右の図に示すとおり、つり天井であること。人が日常立ち入る場所であること。天井高6メートルを超え、かつ面積200平米を超えるなど、天井面構成部材等の質量が1平米当たり2キログラムを超えるものは、特定天井と定義しております。

また、文部科学省の通知では、対象範囲が広く、天井高が6メートルを超えるまたは面積が200平米を超える天井についての点検調査を耐震化対策の対象としております。

次に、3の改修工法についてで、耐震化が必要な特定天井等の改修工法は、主に4工法が考えられます。

1つ目は、既存の天井を全面撤去する方法、2つ目は、国の基準に基づく耐震化仕様にする工法、3つ目は、全面撤去後に超軽量天井にする工法、4つ目は、落下防止のネット等を設置する工法であり、必要な工法を選択して、改修工事を行います。

次に、4の対象施設の改修工事の優先順位についてです。

改修工事の優先順位は、天井面の地震荷重の大きいものから、築年数と普通教室改修工事及びエレベーターの更新工事、改築計画、その他の空調設備等改修工事計画を総合的に勘案して、学校と協議して決定してまいります。

最後に、5の改修工事のスケジュールについてです。

平成27年度から平成29年度の3カ年の計画とし、平成27年度は6校、平成28年度は7校、

平成29年度は11校の合計24校の改修工事を予定しております。

簡単であります、説明を以上です。よろしく申し上げます。

○綱川委員長 ご質問等ございますか。

○澤委員 確認ですけれども、小中合わせて平成29年度で24校、新しいところは、当然入ってないですか。また、これには幼稚園は入っていないですね。

○学校施設担当課長 今、建設中の白金の丘学園については、基準に合っていますので、それは除いています。幼稚園につきましては、対象規模がありませんので、今回、除外しております。

○澤委員 かなり大がかりな工事に見えるのですが、典型的な場合で工期というのはどのくらいですか。

○学校施設担当課長 天井面を工事するという事は、照明器具等もかかわりますので、最大で4カ月を見ております。夏休み工事でおさまらないので学校と調整します。その間は、ほかの運動施設等を利用して授業をするということになると思います。

○綱川委員長 24校というと、今の朝日中学校を抜かしても、数が少ないのですが、例えば、最近つくった高陵中学校とか三田中学校が対象外ですか。

○学校施設担当課長 改修を見送る施設も当然ありまして、例えば、赤羽小学校とか、赤坂中学校、神応小学校、こういったところは、改築もありますので、今回除外しております。

○綱川委員長 九段会館みたいに、落ちてきて、死亡事故になったところがありました。港区は、全部これ調査しましたね、昨年か一昨年に。

○学校施設担当課長 教育施設だけではなくて、他の公共施設についても全部点検しています。

○綱川委員長 ほかにございますか。教育施設ですので、先ほどあったように、学校のカリキュラム等の問題が出てきますが、なるべく早い時期にやってあげたいと思います。よろしく申し上げます。

(なし)

14 生涯学習推進課の11月事業予定について

○綱川委員長 それでは、「11月の生涯学習推進課の事業予定について」生涯学習推進課長、説明をお願いします。

○生涯学習推進課長 それでは、生涯学習推進課の11月事業予定の報告をいたします。資料ナンバーの14をご覧ください。11月でございます。

生涯学習課関係では、被災地物産展、それから、指定管理者の事業として講座、それからスポーツ関係を実施しております。

スポーツ関係では、スポーツセンターを中心にフィットネス事業、水泳教室などを実施しております。

報告は以上です。

○綱川委員長 ご覧のとおりということで、よろしいですね。

(なし)

15 図書館・郷土資料館の11月行事予定について

○綱川委員長 続きまして「図書館・郷土資料館の11月行事予定について」図書・文化財課長、説明をお願いします。

○図書・文化財課長 図書館及び郷土資料館の行事、11月分の行事予定について、教育委員会資料ナンバー15で説明させていただきます。

図書館の行事は、定例のものですが、5ページ目に、その他でみなと子ども読書まつりを11月3日、記載してございます。現在の応募状況ですが、影絵劇が定員120名のところ208人の応募がありまして、抽せんとなっております。プラネタリウム、対象30組の公募で102組応募がありまして、こちらも一部増やしていますが、60組までですので、これも抽せんとなっております。非常に盛況な応募状況となっております。ただ、予報は曇り後雨ということですので、昨年に引き続きまた雨の可能性も出てまいります。いい天気を望んでいます。

簡単ですが、報告とさせていただきます。

○綱川委員長 ありがとうございます。11月3日ということで、閉庁日にあけてやるということですね。

○図書・文化財課長 はい。

○綱川委員長 よろしくをお願いします。

(なし)

16 問題行動調査の結果について

○綱川委員長 続きまして「問題行動調査の結果について」指導室長、説明をお願いします。

○指導室長 それでは、平成25年度の全国問題行動調査の結果が10月16日に東京都教育委員会が報告されましたので、本日、問題行動調査結果について、資料ナンバー16をもとにご説明いたします。

本区の問題行動の状況ですが、全国等の平均の発生率を下回っている状況は変わってございません。不登校につきましては、ほぼ毎年同じ状況でございます。いじめについては、若干件数が増えていることも、数値から見とれます。

本年度から、暴力行為も一覧表につけることといたしました。

小学校では、平成25年度は7件の報告がございました。対教師の暴力ということで4件、4年生が2件、5年生が1件、6年生が1件。生徒間の暴力が2件。そして、対人という形でくられておりますけれども、5年生が、保護者に物を投げつけたということで1件上げております。

中学校の5件については、これは対教師が1件、生徒間の案件が4件ということで上がっております。

簡単ですが、以上で報告を終わります。

○綱川委員長 この件について、ご質問ありますか。

○澤委員 この暴力行為というのは、先生が生徒にというのは入らないわけですね。それはまた別な物ですか。

○指導室長 別なものになります。いくつか、補足してよろしいですか。

暴力行為のデータの傾向、考え方ですが、まず、平成19年度に暴力行為の内容がけがとか外傷がなくても、胸ぐらをつかんだとか、そういったことを暴力行為として数えるということがありましたので、入れていくという考え方です。それと、今回の小学生に増えているということについては、東京都教育委員会では、感情がコントロールできなくなっている児童が増えているということとか、また、ストレスが原因ではないかと捉えています。感情をコントロールできるような児童の育成について課題であるというような懸念がございます。

以上です。

○綱川委員長 先生がなぐったのは入ってないのですねという質問です。

○指導室長 入っていません。

○綱川委員長 ほかにございますか。

○永山委員 今の説明で、胸ぐらをつかんだと言いましたが、それまで入れるなら5件は少ない気がするのですが。

○指導室長 非常にこれは捉え方として、学校が上げてきているものということで、あとは基準として胸ぐらをつかむという項目がありますので、そこについて、学校が上げてくるかどうかということで、その件数として5件が報告、小学校で7件が、中学校で5件が報告されたということです。

○永山委員 もっとあると思います。やはり胸ぐらがどうなのか、ちょっとわかりづらいです、

○綱川委員長 これは申告ですか。子どもたちが申告するとか、そういうことですか。それとも、現認したものだけですか。

○指導室長 いじめ等については、子どもに調査をかけておりますので、そういったことを踏まえた形で数字が出てきておりますが、暴力行為の実態を全て何かの形で記録をして、それに基づいてという報告ではございません。あくまでも、学校長が暴力行為として判断したものをこの数字として上げております。

○綱川委員長 現認したものだけということで、見えないところもあるかもしれないということだと思います。

○永山委員 そうなると、学校に報告し、学校長が判断した問題ということですね。具体的に判断基準を記載していただかないと、すごくあいまいな数字だと思います。

○指導室長 一覧という形でご報告させていただいておりますので、趣旨としては、報告があったものを挙げているものです。これは全国の調査も同様のものとして捉えていただければと思います。

○綱川委員長 わかりました。

それでは、よろしいでしょうか。

(なし)

17 11月指導室事業予定について

○綱川委員長 続きまして「11月の指導室事業予定について」指導室長、説明をお願いします。

○指導室長 11月の指導室事業予定について、資料ナンバー17をもとにご説明いたします。

11月、毎年と同じように、主任会、研修会等が計画されております。

1点、保健主任会で、色覚検査のすすめということで、白金小学校の学校医でございます河野先生に、講師としてお願いいたします。色覚検査は、この10年ほどなかったものを、これからは、そういった色覚に障害があるなしを知らせないのは、やはりその人にとっての不利益になることもあるので、今年度から実施になったということで、保健主任会の中で周知するものでございます。

以上です。

○綱川委員長 人権の問題とかは、なくなりましたね、それはクリアするという条件ですか。

○指導室長 一時期、そういったことを学校でやるのがどうだということで問題になったこともあります。それが今申し上げた理由で、きちんと検査をしたほうが良いということでなったところですね。

○綱川委員長 あと、26日に駅伝の結団式があるのですね。

○小島委員 11日のサービス事故の未然防止に向けた副校長の役割ですが、副校長がサービス事故の未然防止の指導的な立場でいらっしゃるのですか。

○指導室長 管理職でございますので、副校長として、教員のサービス管理を行う立場でございます。その役割、当然果たしているとは思いますが、確認の意味も込めて、この白金小学校の校長からご指導があるということでございます。

○小島委員 一応、サービス規律については、副校長がポジションでやるということですね。

○綱川委員長 よろしいですか。

予定の案件は全て終了しました。庶務課長、何かございますか。

○庶務課長 ございません。

「閉 会」

○綱川委員長 ないということですので、今回は定例会を11月11日火曜日午前10時から開催予定です。皆様、長時間、ありがとうございました。(午後1時03分)

会議録署名人

港区教育委員会委員長 綱 川 智 久

港区教育委員会委員 澤 孝一郎